

総務委員会会議記録

総務委員長 五日市 王

1 日時

平成 23 年 12 月 9 日（金曜日）

午前 10 時 1 分開会、午後 2 時 47 分散会

（うち休憩 午前 10 時 24 分～午前 10 時 25 分、午前 11 時 52 分～午後 1 時 2 分）

2 場所

第 1 委員会室

3 出席委員

五日市王委員長、城内愛彦副委員長、伊藤勢至委員、田村誠委員、高橋元委員、
佐々木努委員、佐々木大和委員、工藤勝子委員、及川あつし委員、久保孝喜委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

大森担当書記、熊谷担当書記、藤澤併任書記、清水併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 秘書広報室

稲葉秘書広報室長、杉村首席調査監、小山調査監、小友秘書課総括課長、
高橋広聴広報課総括課長

(2) 総務部

加藤総務部長、小原総務部副部長兼総務室長、高橋総務室入札課長、
浅沼人事課総括課長、八重樫予算調製課総括課長、紺野法務学事課総括課長、
鈴木法務学事課私学・情報公開課長、菅野法務学事課行政情報化推進課長、
永田税務課総括課長、新屋管財課総括課長、小山総合防災室長、
宮元総合防災室防災危機管理監、小野寺総合防災室防災消防課長、
平総務事務センター所長

(3) 政策地域部

千葉政策地域部長、木村政策地域部副部長兼政策推進室長、
佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長、大平政策推進室政策監、
森政策推進室評価課長、阿部政策推進室調整監、高橋政策推進室分権推進課長、
堀江市町村課総括課長、浅田調査統計課総括課長、
畠山 N P O ・文化国際課総括課長、西村国体推進課総括課長、

菅原国体推進課施設課長、伊藤地域振興室県北沿岸・定住交流課長、
野中地域振興室交通課長

(4) 復興局

廣田理事兼復興局副局長、
平井理事兼復興局副局長兼企画課総括課長兼まちづくり再生課総括課長、
佐々木復興局参事、宮総務課総括課長、森企画課計画課長、
渡邊まちづくり再生課まちづくり再生課長、伊藤産業再生課総括課長、
鈴木生活再建課総括課長、鈴木生活再建課被災者支援課長

(5) 人事委員会事務局

熊田人事委員会事務局長、及川人事委員会事務局職員課総括課長

(6) 警察本部

森本警務部長、吉田警務部参事官兼警務課長、川村警務部参事官兼会計課長、
佐々木生活安全部参事官兼生活安全企画課長、工藤交通部参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 請願陳情の審査

ア 受理番号第3号 東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電
からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願

(2) 議案等の審査

ア 議案第5号 平成23年度岩手県一般会計補正予算（第9号）

イ 議案第17号 県民活動交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を求
めることについて

ウ 議案第6号 岩手県職員定数条例の一部を改正する条例

エ 議案第7号 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条
例の一部を改正する条例

オ 議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

カ 議案第9号 東日本大震災津波復興基金条例

キ 議案第13号 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条
例

ク 議案第48号 当せん金付証票の発売に関し議決を求めることについて

ケ 諮問第1号 退職手当支給制限処分に係る審査請求の諮問について

(3) その他

ア 次回の委員会運営について

9 議事の内容

○五日市王委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、先般の人事異動により新たに就任された方を御紹介いたします。廣田理事兼復興局副局長から復興局の新任の方を御紹介願います。

○廣田理事兼復興局副局長 11月1日付で復興局に転任いたしました職員を紹介させていただきます。渡邊義昭まちづくり再生課長です。以上で紹介を終わります。よろしくお願いいたします。

○五日市王委員長 なお、お手元に配付した人事紹介名簿に記載のとおり、先般の人事異動により、平井理事兼復興局副局長が新たに復興局企画課総括課長を兼任し、大平政策推進室政策監の復興局企画課総括課長兼任が解消されておりますので御紹介いたします。以上で人事紹介を終わります。

この際、総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○加藤総務部長 委員会冒頭にお許しをいただきまして、さきにお知らせしておりました総務事務センター職員の逮捕事案につきまして御報告並びに陳謝申し上げたいと思います。

当該職員は、11月7日に県央部の10代の女子生徒に対する強制わいせつ容疑で逮捕されましたが、その後11月28日に不起訴処分となり、同日釈放されたところであります。県として、当該職員に対しまして、改めて事実確認のための聴取等を行いましたところ、逮捕容疑となった事実があったことを確認いたしました。このような不祥事が発生いたしましたことは、県民の皆様の県行政に対する信頼を裏切る行為でございまして、まことに遺憾であります。改めて県民の皆様に深くおわび申し上げます。

今後は、早急に職員の処分を検討するとともに、コンプライアンスのさらなる徹底、確立を図り、このような不祥事を起こすことのないよう、県民の皆様の信頼回復に向け全力を挙げて取り組んでまいります。

○五日市王委員長 これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、議案8件、諮問1件、請願陳情1件について審査を行います。

なお、本日の日程であります。受理番号第3号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願については、当総務委員会のほか環境福祉委員会に、それぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて環境福祉委員会との協議が必要になる可能性があるため、環境福祉委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので御了承願います。

それでは、受理番号第3号東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な収束と原子力発電からの撤退・再稼働中止及び自然エネルギーの本格的な導入を求める請願を議題といたします。なお、当委員会付託部分は、請願項目のうち1（1）及び2でありますので御了承願います。当局から説明はございますか。

○小山総合防災室長 それでは当該請願に関しまして、前回の総務委員会以降の損害賠償に係ります県の取り組みについて、御説明させていただきたいと思っております。

県では、原発事故に伴う被害が広範囲で発生しているものと認識いたしまして、県内市町村等の意向も踏まえながら、12月5日に原発放射線影響対策本部員会議を開催いたしまして、損害賠償請求に向けた取り組みについて協議決定したところでございます。

この損害賠償請求に係る具体的な取り組みといたしましては、一つといたしまして、市町村と連携し県内自治体が一体となって東京電力株式会社に対応すること、またもう一つ民間の損害につきまして、発生状況及び賠償請求の意向等を定期的に把握すること、賠償請求の動きを促進するために損害賠償請求に関する説明会等を開催すること、放射線被害等に関する相談窓口を設置すること、自治体の損害について市町村と連携しながら賠償請求を実施すること等としております。

現在、県内各部局や市町村に損害の状況を照会中であり、まとめ次第速やかに第一次の請求を行うとともに、関係部局を通じ民間における被害の状況把握に努め、関係機関と連携しながら損害賠償請求に係る支援を行ってまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○五日市王委員長 本請願に対し質疑、意見はありませんか。

○工藤勝子委員 ただいまの説明に対して、農林水産部に係るものかもしれませんけれども、質問させていただきます。

実は、遠野市で菌床シイタケを大々的にやっている人たちがおります。その中で、その菌床の床というのでしょうか—もちろんシイタケもしなければならぬでしょうけれども、とにかく放射線の検査をして、かかった経費を会社が個人的に東京電力に賠償請求を求めるといったことだったそうです。今の説明を聞きますと、例えば市町村と連携して県がまとめて、そういう賠償請求をこちらで一括してやっていくという方向なのでしょうか。もう一度お願いいたします。

○小山総合防災室長 今回の御質問については、個々の話ではなくやり方のことだと思いますので、そういった形で御説明させていただきたいと思っております。

請求者については、いわゆる個々の立場で、被害を受けた方々がそれぞれの立場で行うものと考えておりますけれども、そういった手続きにつきまして一人一人でどうぞお好きに、という言い方はおかしいのですけれども、そういったことでは余りにも大変だろうということで、例えば相談窓口のお話をさせていただきましたけれども、そういったやり方とか、もしくは東京電力に対してのつなぎといいますか、できれば業界団体、あるいは今、肉牛関係ではJAが中心となってやられていますけれども、そういった形が本当は望ましいと思っておりますけれども、そういったものを含めまして、相談に乗って御支援させていただきたいと思っております。ですので、県がまとめて請求者になるという形ではできませんので、その点は御了解いただきたいと思います。

○工藤勝子委員 支援を行うということがありましたけれども、その支援というのはどういう形なのでしょうか。県の支援というお話がございましたけれども。

○小山総合防災室長 損害の場合かなり法律的な問題もございしますので、窓口を設置した

という話もたびたびお話しさせていただくのですけれども、その中で必要があれば、県の弁護士会とも連携して、そういった専門的なことにつきましては弁護士にお願いするというようなルートといいますか、対応も考えております。そういったことで、多方面にわたって相談の内容に対応できるような形をとってまいりたいと思っております。

○五日市王委員長 ほかにありますか。

○伊藤勢至委員 この請願には直接関係がないのかもしれませんが、きのう、おとといあたりの新聞に、福島原発の冷却水を海に放出する方向だというような記事がありました。もしこれをやられますと、黒潮は福島県あたりから北上してくるわけでありまして、宮城県も岩手県も、恐らく水産的な部分は壊滅的な被害を受けることになると思います。したがって、こういうことはぜひ阻止しなければならないと思っております、そういうことも包含して考えますと、これはこれで大事なのですけれども、まずそっちをストップさせる動きをしながら、こういったものも議論していくことも必要ではないのかと思っております。

前にもお話しをしたかもしれませんが、インターネット販売で全国に魚介類を送っている方々は今でさえ、とにかく放射能がゼロでなければだめだということで、0.何ぼとかいったものでもあったらだめだという方向になっているわけでありまして、これは岩手県の水産業界にとって本当にゆゆしき問題だと思っております。

それから、よく文言でごまかされてしまっているのですけれども、海洋にごみとか何かを捨てるのは海洋投棄と言います。これは犯罪です。ところが今回、各冷蔵庫に残っておりましたいろいろな魚の冷凍した部分が、電気がとまったために解け出してにおいを発生して、何とも処分ができなくて海の中に……。こういうときは海洋投入というのですね。投入と投棄とどこが違うのだと思っておりますが、実は簡単な処分ではないのです。

今、県の有力魚種でありますサケが、受け入れ準備はしているのでありますけれども、いまいち遡上が思わしくありません。これは、海の底の状況が変わったのか海流そのものに変化があるのか、いまだに見えてないところがございます。岩泉町の小本浜漁協の定置網には、5月ごろでしたか、45センチクラスのタイが随分入りました。本来、太平洋を黒潮に乗って上がっていく30センチ、40センチくらいのもものがたまに入ることがあるのですが、どうもこれは、日本海側から津軽海峡を下がってきて岩泉町の小本浜漁協の定置網に入ったらしい。したがって、海流なのか海の底の状況なのかわかりませんが、今までにないことが起こっているような気がいたしております、そういうものも含んで、まず国に、海に冷却水を放出することをやめさせるということが先決だと思っております、それらも含めてこういう内容が変わっていくこともあるのではないかと。したがって、今ここでこれを上げるのではなくて、関連した形でこれにプラス、そういったことも加味していく必要もあるのではないかと。したがって、私としてはこれにつきましては、もう少し福島原発あるいは東京電力の対応を見ながら、もっと議論をしていくべきではないかと思っておりますが、海洋放水ということについて何かお考えがありましたら伺います。

○加藤総務部長 原発事故につきましては、いまだ収束に至らないということでございまして、さまざまな事象や状況が生じてまいります。それに伴いまして国や東京電力がいろいろな対応を考える。それに伴ってこちら、その影響とか、それに対する対応というか動きをしなくてはいけないという状況がございまして。

これにつきましては、よく情報収集をいたしまして、また今、具体的には海洋投入のお話でしたが、そうしたものにつきましては、県として最善の状況が得られるように関係部局とよく連携して、あるいは関係団体、関係者の御意見も伺いながら、きちっと取り組んでまいりたいと考えております。

とかく国や東京電力は、論理とか理屈とか、その辺のところであまくもてあそぶというわけではないのですが、そういうことで説明なりをして何とかとやりがちのところも、こちらから見るとそういう印象を持つこともあるのですけれども、そうではなくきちっと実態というか、あるいはその影響とか、その辺のところについてはきちっと説明を求めまして、誠実な対応を図るように、そして県にとって負の影響とかいったことがゆめゆめ生じないように、そこはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○伊藤勢至委員 どうも海洋という部分を簡単に考えている節がありまして、非常に問題は大きいのだと思います。黒潮そのものが太平洋を循環しておりますから、三陸沖で蛇行してサンフランシスコまで流れていき、北米反流でパナマ運河の下のエクアドルあたりまで流れるのです。さらには赤道反流ということでまた九州まで流れてきていますから、太平洋を黒潮が循環しているのです。したがって、福島県沖の海水に流したということになると、これは世界的な汚染につながっていくわけでありまして、この際、そういったことを大きな意味で考えながら、様子を見ながら、ぜひこれだけは阻止していかなければならないと思うところです。

東京オリンピックは昭和 39 年でした。昭和 39 年の東京都はほとんど下水道というものがなかったのです。いわゆるバキュームカーで汚穢を収集しまして、ダンプ船といいます船で沖合 30 キロから 40 キロまで持って行って、海水に生放流していたのです。人工衛星から写しますと太平洋の真ん中に黄色い帯状の物が流れていて、これは日本人が流した汚穢なのです。そういった中で東京オリンピックを招致するのに、ぼったん、ぼったんのトイレでは恥ずかしいということから急遽始まって下水道が進んできた。そのころはイワシもサンマも肥えていたと言いますが、何が豊かかよくわかりませんが。

そういう大きい話でとらえるべきであって、海水投入などというものは絶対にさせてはいけません。そういうことをぜひ加味していかなければならないのではないかと。したがってもう少し様子を見ながら、早ければいいわけではありませんが、そういうことをさせないという意味から、これはもう少し議論をしていったほうがいいのではないかと思います。

○佐々木大和委員 今の意見に賛成なわけですが、福島第一原発の事故の早急な収束—これはとにかく全員が、日本ばかりではなくて世界的にも求められていることですので、そのことに関しては当然、全力で取り組んでもらうことは必要だと思っております。

ただ、次の段階の原子力発電からの撤退、再稼働中止ということになりますと、この結論を出すにはまだまだ早いのではないか。原発が稼働中止になってきて、たぶんそれが一つの要因ですが、9月、10月の貿易収支が赤字になったというのが出ておりました。結局、原発がとまったところで、LNG初め火力発電に転化せざるを得ないということが、日本の経済活動にも既に影響が出始めているというところも見極めながら判断することが必要なのではないか。今の段階でいろいろな政策転換等までうたうのは早いのではないか。そうということで、まず私も第1段階としては原子力事故の早急な収束というところに集中して、みんなで見聞を出し合ってやっていくべきだと思いますので、この案件はまだ結論は出さないうで継続ということで。

○久保孝喜委員 請願に対する意見陳述が出ていますので、私からも意見を申し上げたいと思います。

当委員会に付託されているのは、1の(1)と2ということによろしいですね。したがって今、佐々木大和委員からお話があった原発再稼働の問題やらは環境福祉委員会に付託されているわけで、当委員会としての請願の協議は、1の事故の早期収束という問題と、2の賠償責任の明確化と速やかな賠償、この二つであります。この二つは、先ほど伊藤委員からお話のあった汚染水の海洋放出の問題を含めて、原因は事故が収束していないということに起因するものでありますから、当然のことながら議会の意思としての意見書提出の際は、その部分に触れて、だからこそ事故の収束を早めるべきだと、論理はつながるものだと私は思いますので、したがって、この1と2については願意妥当として議会意思を発信していくべきだと思います。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○及川あつし委員 前は意見陳述したので、私もやむなく意見陳述いたします。

継続でお願いしたいと思います。というのは、我々実はこの請願については、紹介議員も依頼されておりませんし、あらかじめ請願者からどういう趣旨と意図でというヒアリングもいたしておりません。よって、会派内で請願の取り扱いについても協議をしていないところでもありますし、全体の文章上も一部少し議論を詰めなければいけないところもございますので、おおむね方向性については是とするわけではありますが、会派内で議論収束しておりませんので、継続の扱いでお願いいたします。

○五日市王委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ないようですので、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

久保委員は採択ということによろしいですか。(久保孝喜委員「採択です」と呼ぶ)

先ほど来、継続審査と採択と二つの意見がございますが、ほかにはございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 そうしましたら、本請願については継続審査あるいは採択との意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。本請願は、継続審査とすることに賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五日市王委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定をいたしました。暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 再開いたします。

次に、議案等の審査を行います。初めに、議案第5号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第9号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費、第9款警察費、第11款災害復旧費第4項庁舎等施設災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中1及び第4条地方債の補正並びに議案第17号県民活動交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫予算調製課総括課長 議案第5号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。議案（その2）の1ページをお開き願います。

この補正は、被災地のさまざまなニーズに対し、きめ細かな対応を図るため東日本大震災津波復興基金を創設するとともに、国の三次補正予算を含めた被災地の復旧、復興に取り組むための追加的な事業を盛り込んだところであり、第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,326億3,582万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1兆3,880億4,515万円とするものでございます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分、及びこの区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりでございますが、後ほど予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

次に、第2条繰越明許費につきましては第2表繰越明許費のとおり、第3条債務負担行為補正につきましては第3表債務負担行為補正のとおり、第4条地方債の補正につきましては第4表地方債補正のとおりでありますので、順次御説明申し上げます。

まず、5ページをお開き願います。第2表繰越明許費についてであります。道路災害防除事業ほか6事業を計上しているものであります。当委員会所管のものはございません。

続きまして、6ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正中、1追加につきましては、当委員会所管のものは1指定管理者によるいわて県民情報交流センター管理運営業務の1件であり、8ページの2変更については、当委員会所管のものはございません。

次に、9ページをお開き願います。第4表地方債補正であります。治山災害復旧事業につきまして、その起債の限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明申し上げます。5款地方交付税についてであります。東日本

大震災津波復興基金の造成等のため措置される特別交付税を計上するものであり、補正額は429億7,951万3,000円の増額でございます。

次に、4ページをお開き願います。9款国庫支出金のうち1項国庫負担金についてであります。治山災害復旧事業等の実施に伴う6目災害復旧費負担金の増などでありまして、補正額の合計は4億3,067万2,000円の増額でございます。続きまして、5ページの2項国庫補助金につきましては、障害者自立支援対策臨時特例交付金による2目民生費補助金の増、緊急雇用創出事業臨時特例交付金による4目労働費補助金の増、さけ・ます種苗生産施設等復旧支援事業や防災情報通信設備災害復旧事業の実施による10目災害復旧費補助金の増などでありまして、補正額の合計は561億2,508万7,000円の増額でございます。次に、6ページの3項委託金につきましては、アワビ緊急増殖技術開発事業等の実施による5目農林水産業費委託金の補正でございます。補正額は6,200万円の増額であり、9款国庫支出金全体では566億1,775万9,000円の増額となっております。

次に、7ページの11款寄附金につきましては、クウェート国からの東日本大震災復興支援金でございます。今回創設する東日本大震災津波復興基金に積み立てするものであり、補正額は80億円の増額でございます。

続きまして8ページ、12款繰入金2項基金繰入金につきましては、国の交付金を活用して造成した各種基金や東日本大震災津波復興基金からの繰り入れを行うものであり、補正額は260億5,240万3,000円の増額でございます。

次に9ページ、14款諸収入のうち8項雑入につきましては、防災情報通信設備災害復旧事業におきまして、市町村の設備の整備を行うこととなりますが、これに対し応分の負担をいただくものでございまして、補正額は1,115万4,000円の増額でございます。

続きまして10ページ、15款県債についてであります。次世代衛星系通信設備整備の減等であり、補正額の合計は10億2,500万円の減額となっております。以上、御説明したとおり、今回の補正に係る歳入総額は1,326億3,582万9,000円の増額でございます。

次に11ページに参りまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。2款総務費1項総務管理費についてであります。4目財政管理費は、東日本大震災津波復興基金への積み立てを行うものでございます。6目財産管理費につきましては、当初、防災情報通信設備の更新について県単独事業による予算計上を行っていたものでございますが、震災により関連設備が被災し、国費を活用した災害復旧事業での整備が可能となりましたことから、この事業の振りかえによる減額でございます。補正額の合計は488億8,703万3,000円の増額でございます。続きまして12ページ、2項企画費についてであります。復興計画の進行管理を行うため、被災者を初めとする県民アンケート調査等を実施するものでございまして、補正額は425万6,000円の増額でございます。

次の13ページ、4項地域振興費についてであります。2目市町村振興費につきましては、被災者への支援など地域の実情に応じたきめ細かな対応を図る市町村への支援として交付金を交付するものであり、3目交通対策費につきましては、バス路線維持のためバス運

行対策費補助の増額を行うものでございまして、補正額の合計は 210 億 7,491 万 1,000 円の増額でございます。以上、2 款総務費の補正総額は 699 億 6,620 万円の増額でございます。

少し飛んでいただきまして、24 ページをお開き願います。9 款警察費、1 項警察管理費についてであります。2 目警察本部費及び 3 目装備費は、いずれも震災対応により不足が見込まれる事務費や警察装備品等について補正しようとするものであり、補正額の合計は 4,031 万 4,000 円の増額でございます。次に 25 ページ、2 項警察活動費についてであります。1 目一般警察活動費及び 3 目交通指導取締費のいずれも、震災対応により不足が見込まれる警察活動のための旅費を補正しようとするものでございまして、補正額の合計は 212 万 1,000 円の増額でございます。以上、9 款警察費の補正総額は 4,243 万 5,000 円の増額でございます。

また、少し飛んでいただきまして 27 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、3 項教育施設災害復旧費についてであります。震災により被災した県立大学の修繕に要する経費に対し補助するものであり、補正額は 2,855 万 6,000 円の増額でございます。(後刻、商工文教委員会所管の経費であり当委員会の所管ではない旨訂正あり)続きまして 28 ページ、4 項庁舎等施設災害復旧費についてであります。これは、先ほど総務費のところでお説明しましたとおり、防災情報通信設備の整備について災害復旧事業で実施することとしたことによる補正でございまして、補正額は 31 億 9,704 万 9,000 円の増額となっております。以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○畠山 N P O ・文化国際課総括課長 続きまして、議案第 17 号県民活動交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案(その 3)の 29 ページをお開き願います。なお、御提案の趣旨、指定管理者候補者の選定の経緯を含めまして、便宜、お手元に配付してございます資料—2 ページものでございますが、これによって御説明させていただきます。

初めに 1 の提案の趣旨でございますが、県民活動交流センターは、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、岩手県立図書館とともに、いわて県民情報交流センター条例に基づき設置された公の施設でございます。県民活動交流センターは平成 24 年 3 月 31 日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2 の指定管理者の候補者選定の経緯でございますが、まず(1)の選定方法については、総務部管財課で策定いたしました、公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドラインにおきましては原則公募、適当な理由があるときは非公募により指定管理者を選定することとされております。当センターに関しましては、これまで公募により選定してきたところでございますが、次期の指定管理者につきましては、非公募により現在の指定管理者である株式会社 N T T ファシリティーズを代表とした 6 者で構成するグループを指定管理者の候補者として選定したものでございます。

次に、①非公募にした理由についてでございますが、まず一つ目として、平成 24 年度からの次期指定管理者の公募選定に当たり、県議会からの御指摘を踏まえまして、より競争性を確保するために、図書館業務を分離した新スキームによる指定管理への移行を前提に検討作業を進めていたところでございますが、東日本大震災津波の発災に伴いまして、新しい公共支援事業など震災対応業務を優先したことによりまして、検討作業を一時中断せざるを得なかったものでございます。二つ目といたしまして、東日本大震災の発生によりまして、いわて県民情報交流センターも臨時の避難場所として震災対応業務を行いましたことから、その業務を振り返って検証を行い、次期指定管理者の公募選定に反映させることとしたものでございます。三つ目といたしまして、平成 24 年度に大規模事業評価一事後評価を実施する予定でございますが、評価調書の策定に当たっての作業内容について、新スキームでの指定管理者の候補選定に反映させることとしたものでございます。

次に、②現在の指定管理者を候補者とした理由についてでございますが、まず一つ目として、現在の指定管理者は、県による評価におきまして現行指定管理の管理運営業務が適切であると認められるものでございます。また、外部委員で組織するいわて県民情報交流センター―アイーナ評価委員会における評価もおおむね良好でございます。二つ目といたしまして、いわて県民情報交流センターは盛岡市の指定避難場所となっておりますでしたが、東日本大震災の発生に伴いまして、現在の指定管理者は地域住民や新幹線等の乗客、いわゆる帰宅難民など、避難してくる被災者を受け入れ、臨時の避難場所として適切な運営を行ったと認められるものでございます。

次に、その他についてでございますが、先日開催いたしました、いわて県民情報交流センター―アイーナ評価委員会におきまして、来年度 1 年間に限り、現在の指定管理者を指定管理者の候補者とするについて御意見を伺いましたところ、御了解をいただいたものでございます。

次に、(2) のいわて県民情報交流センター―アイーナ評価委員会の概要についてでございますが、いわて県民情報交流センターの指定管理者の業務に関する外部評価等を行うため、平成 21 年 10 月に有識者によるいわて県民情報交流センター―アイーナ評価委員会を設置したものでございます。評価委員会は、委員長である岩手県立大学の佐藤教授ほか 4 名で構成されておりまして、いわて県民情報交流センターの管理運営の評価や指定管理者の業務に関する検証、助言などを行っていただいております。

次に、3 の指定する指定管理者の概要についてでございます。まず、(1) の指定管理者の名称及び住所について、指定する指定管理者は、グループ全体の統括を担う株式会社 N T T ファシリティーズ、運営業務全体を担う株式会社盛岡博報堂、運営業務のうち図書館業務を担う株式会社図書館流通センター、保守管理業務を担う鹿島建物総合管理株式会社、清掃業務を担う社団法人岩手県ビルメンテナンス協会並びに警備業務を担う岩手県ビル管理事業協同組合の 6 者によるグループでございます。

最後に、(2) の指定期間についてでございますが、前述のガイドラインにおきましては

指定期間はおおむね3から5年程度とされており、第1期及び第2期につきましては、それぞれ3年間の指定期間としておりましたけれども、新スキームによりまず指定管理に移行するための暫定措置といたしまして、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間とするものでございます。

なお、予算調製課から先ほど御説明申し上げましたとおり、本件に係る債務負担行為を御提案させていただいておりますが、当該6億9,000万円の債務負担行為額につきましては、平成22年度の実績額をベースに光熱水費分を調整するなどによりまして、本年度の債務負担行為額の7億円よりも減額をしているところでございます。以上で御説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○八重樫予算調製課総括課長 大変申しわけありません。先ほどの御説明で、予算に関する説明書27ページの11款災害復旧費、3項教育施設災害復旧費、県立大学の修繕に要する経費を御説明いたしました。この経費は商工文教委員会所管のものでございまして、当委員会所管のものではございません。訂正をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋元委員 防災情報通信設備に関してなのですが、これからいろいろな形で工事が進められるわけですが、その前に入札が始まるわけです。入札となりますと大体大手の中央資本になるわけですが、それらの県内工事にかかわっては、岩手県の地場の事業者が参入できるような余地があるのかどうか。あるいはその入札の中で、そういった要綱なども入ってくるものなのかどうか。災害全般のこうした設備等も、できれば少しでも岩手県内にいろいろな面で環流していただければありがたい。物資の調達等も、可能なのであれば県内で調達していただきたいのですが、その辺の状況はどうなっているのか。

○高橋入札課長 入札の県内業者への発注についてでございますけれども、入札の発注につきましては、その工事の専門性あるいは内容に応じて施工実績がある企業を確保できる場合、基本的に県内の業者を対象にした発注にしております。

したがって、今回の防災無線について、まだ工事内容の詳細を確認しておりませんが、それが県内業者で十分対応できる内容であれば県内業者向けの発注になりますし、もしそれが専門的な技術が必要ということで経験が不足しているようであれば、県外の業者も含めた発注になるものと考えております。

なお、資材の調達についてでありますけれども、義務づけすることは制度的に認められておりませんが、現在入札の中では極力県内から資材、機材を調達するようという要請を、契約の中であわせてしているところでございます。

○高橋元委員 今、最後の資材の調達のところでもありましたが、例えば大手の専門的なもので県内に対象者がいないということになった場合、その工事を進めるときに大手が入ってくるし、下請とかも全部県外から来られるとかいったこともあるかもしれません。そういったところに、県内のいろいろな建設関係とか土木関係と一緒に仕事ができる一本当はジ

ョイントという形になればいいのでしょうかけれども、ならない場合でも極力いろいろな面で県内の事業者にも仕事が回るような要望等も、今の資材と同じような形で、もし単独であればそういうこともぜひ要望もしていただきたいと思います。せっかくいろいろな面での財源が入ってきますので、ぜひ県内にも仕事が回るようにお願いしたい。これは要望です。

○久保孝喜委員 最初に予算の関係で、先ほどの説明で、2款2項2目計画調査費の中で県民アンケートという話が出ましたが、その内容についてちょっとお知らせいただきたいと思います。復興計画を推進するためのアンケートだと聞きましたけれども、その対象者、内容、時期あるいはどういった項目になるのかを含めてお知らせいただきたいと思います。

○森計画課長兼評価課長 復興を進めるに当たりまして、被災者の方々の意思とか事業者の方々の意思から外れることのないよう……（久保孝喜委員「被災者と何」と呼ぶ）被災事業者の方々の意思から外れることのないように各種調査をあわせて実施いたしまして、計画を進めていきたいと考えているところでございます。

3種類の調査を予定してございます。一つは、被災者が中心となりますけれども、県下全域になりますが、県内に在住する5,000人の方々を中心といたしまして、復興に関する意識調査を実施したいと考えてございます。これは、年明けの2月から3月にかけて予定してございます。二つ目の調査でございますが、国で景況のウォッチャー調査というものがございまして、復興についてどのように皆様の意識が変化していくかというものをとらえるためのウォッチャー調査、沿岸の12市町村の中から100名程度抽出いたしまして、調査を継続的に進めていきたいと考えているものがございます。三つ目といたしまして、被災事業者でございます。こちらは、沿岸市町村の3,000事業者の方々に対しまして、どういうものが足りないか、復興に対してどのような要望を持っているかというものにつきまして、これも2月から3月にかけて調査を実施したいと考えているところでございます。

○久保孝喜委員 概略はわかりましたが、ちょっと疑問なのは、このアンケートはかなり大規模なアンケートということになると思うのですが、通年行われている県民満足度調査との兼ね合いを含めてどういうすり合わせができているのか、その辺の考え方をお知らせください。

○森計画課長兼評価課長 県民意識調査は、復興意識調査のほうが若干ダブる部分があると考えているところでございますが、復興意識調査につきましては、具体的にどういう分野—復興に関してですが、さまざまな分野があるのでございますけれども、どういう分野を重点的に急いでほしいと考えているかですとか、そういうきめ細かな深い内容について伺いたいと考えてございます。

○久保孝喜委員 そういう意向を踏まえて計画に反映するというのは必要なことだと思いますが、ありがちなアンケートのためのアンケートにならないように、ぜひ考えてやっていただきたいと思いますということを申し上げておきます。

二つ目は県民活動交流センターの指定管理の問題なのですが、いただいたペーパーの中

で、非公募にした理由のア、イ、ウとありますが、特にイとウの問題をちょっとお聞きしたいのですが、震災対応についての検証を、指定管理者の選定に反映させるのだということではありますが、これは極めて有効な話だと私も思います。

さらにウの段階では、来年度に予定する大規模事業評価の作業内容を、次期の指定管理者の公募選定に反映させる—これも極めて有効な話だろうと思うのですが、このイとウの考え方は、ほかの指定管理にも反映しているのかどうか。この委員会所管以外の指定管理も今回かなり多いわけですが、この二つの案件は、県の統一的な方針として他の指定管理についても反映させているのかどうか、その辺をまず伺います。

○森計画課長兼評価課長 大規模事業評価の事後評価について御説明申し上げたいと思います。

実は、これは評価条例に基づく評価でございまして、それぞれの施設もしくは公共事業で、今後どのような改善措置が必要になっているか、また期待した効果を上げているのかということの評価をしますとともに、同じような事業—今後調整されるものがございませけれども、その段階でどういう見直しが必要なのかということを目的として実施されるものでございます。大規模施設につきましては、アイーナが初めて対象になる施設となってございますので、これが第1号ということで、今後そのような大規模な施設—25億円以上になるのですけれども、そういった時に使われるという評価になってございます。

○畠山NPO・文化国際課総括課長 震災対応につきましては、今回アイーナが特に避難所に指定されていなかったにもかかわらず、避難所として適切に対応したという部分で、その対応のあり方について、指定管理を選定する上で何か追加的に、今後に向けて求められるものがあるのかないのかという部分を、今お手元にお示ししました評価委員会でしっかり検証、評価をしていただきまして、その成果を次の指定管理者に反映していこうということでございます。アイーナがそういう役割を担ったということに特に着目いたしまして、そういう取り扱いをさせていただいたものでございます。

○久保孝喜委員 震災対応の問題は、まさに後づけの理屈になったわけですね。たまたまアイーナがそういうことをしたから、したがって評価に反映させましょうというだけの話で、これがすべての指定管理を考える際の基本的な認識だということではないと理解していいのですか、まずそこを確認します。

それからもう一つは、大規模事業評価というのは広範囲にという意味かと思ったら、そうではなくて大きな施設ということで、たまたまアイーナがその対象になるから、今回は公募しないで1年間に限ってやるのだと、継続させるのだという話だと。でもこの考え方は、本来であれば他の指定管理にも通ずる話でありまして、事業評価、事後評価を指定管理に反映させるスキームは、今までなかったのかということになるわけなのですが、指定管理と事業評価あるいは事後評価と言われるものとの関連性をこれからどう考えるのか、その考え方はどうですか。

○加藤総務部長 指定管理者制度全体は総務部で担当しておりますので申し上げます。こ

のアイーナの件につきましては、大規模事業評価ということで今、政策地域部から説明申し上げました。ただ、県の事業についてはさまざま政策評価ということで事務事業の評価も含めてやっておりますので、その内容につきましては、それぞれの指定管理者の選定に当たっては、評価を受けまして必要な仕様を変えるとか、あるいは優位点が出てきたとかということもにつきましては、それぞれのところで反映すべきところについては反映している、その上で選定作業を行っているものと認識しております。

○千葉政策地域部長 大規模事業評価の事後評価についてでございますが、先ほど課長から御説明いたしました、おおむね25億円以上の施設等ということでちょっと補足させていただきますと、おおむね10年経過した時点で評価をしたいということになっております。

いずれ、これは大規模な公の施設でございますので、当初予定しておりました機能、効果が短期間で発現するかという問題もございますので、これは外部の評価委員会での御議論も踏まえまして、おおむね10年経過後に評価するということになりまして、今回その第1号として対応するものでございます。失礼しました。5年経過以上ということでございまして、その時期をいつにするかということにつきましていろいろと議論されてきたところでございまして、今回、事後評価を来年度行うこととしたところでございます。失礼いたしました。(久保孝喜委員「震災対応の関係」と呼ぶ)

○加藤総務部長 震災対応を、それぞれの指定管理の選定に反映させているかという部分でよろしいでしょうか。

それぞれの施設の指定管理に当たりまして、要件をつくってやっているわけでございますが、要件なり、その中に明確に震災対応とうたっているかどうかにつきましては、今は手元に資料がないので定かではございませんが、選定審査の過程において、震災という大きな影響というか、その中での運営という条件はございましたので、それも踏まえまして審査を行って、その際の対応ですとか、それを受け、その後どうなっているかということも含めて、審査に当たっての議論が行われたと聞いておりまして、これにつきましては、それも踏まえた上でそれぞれの所管で適切な選定に努めたものと認識しております。

○久保孝喜委員 今回の部長答弁は結局、震災対応については明確な選定基準の中に入っていないと。今回は、それぞれの部局ごとに的確に判断したであろうということだけなわけです。公的な施設—公共施設が、こうした大震災の際にどういう役割を果たすのかというのは、まさにアイーナを評価したように適時、適切な対応というものが求められている。であるがゆえに、その公の役割—施設が持つ役割というのは、これまでもあったわけなのですが、指定管理になったことによって、例えば震災のような大きな災害のときに、避難所にはなっていないけれども避難者を受け入れるとか、対応するとかということがきちんと明文化されていないと、今回のような、やっているのかやっていないのかよくわからないということになってしまわないかという懸念が、今の説明を聞いて出てきたのですけれども、今後の問題としてどうなのでしょう。その辺はちゃんと組み入れていく必要があるのだと思うので

すが、いかがでしょうか。

○加藤総務部長 指定管理者制度導入のガイドラインというものをつくっております。その中に、特に震災対応という形で入っていないわけですが、今、御指摘の部分がございましたし、実際、審査の過程においては、そういった内容につきまして議論になった施設もあると聞いております。そういうことですので、震災対応も含めて危機管理事案的なものが発生した場合の対応という観点についても、このガイドラインに盛り込めないか、盛り込むことによって、指定管理の選定に当たって、あまねくというか、いろいろな施設についてきちっと反映できるような対応ができないかどうか、その点につきましては、今回の対応等を伺いながらよく検討してまいりたいと思っております。(久保孝喜委員「終わります」と呼ぶ)

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○工藤勝子委員 基金の関係でお聞きしたいと思っております。東日本大震災津波復興基金 500 億円が創設されました。この中で、国から取り崩し型の復興基金だということもありますし、クウェートからの資金 80 億円が入っているということ。初めて海外、クウェートからの支援基金の金額が出てきたわけですが、クウェートのほかに海外からどのような資金が入ってきているのかをお聞きいたします。

例えば、岩手県は 8 年間をかけて復興計画を進めていくという中で、8 年間のスパンの中で 500 億円を取り崩しながら使っていくという形ではないかと理解しているところですが、その辺のところも聞いてみたいと思っております。

それから、さまざまきめ細やかなニーズにこたえていくと言われておりますが、この間、特別委員会で野田村に入ったときに要望されたのが埋蔵文化財—これは教育委員会かもしれませんが、そういう調査を進めなければ山を崩してまちづくりができない、その調査をしなければならないと言っていました。例えば教育委員会に、そういう埋蔵文化財の調査をする資金がないときなどは、こういう部分にも充当できるものなのか。この 500 億円の基金というのは縛りがかかっているものなのか。市町村の要望にこたえていくものなのか、それとも今それぞれの仮設住宅に入っているわけですが、そういう部分の要望に対しても使っていけるものなのかお聞きいたします。

○八重樫予算調製課総括課長 まず、外国からの寄附等の状況でございます。今回クウェート政府から、日本赤十字社等を通じて 80 億円の寄附の申し出があったので、今回の震災復興基金に積んでおりますが、これまでに申し出があった外国からの寄附といたしましては、学び基金の関係でタイから 5,000 万円ほどの寄附を受けたという事例がございますし、シンガポール政府からも 7,000 万円だったと記憶しておりますが、宮古市でハウスの建設に使ってほしいという申し出があったのですが、これは現在、お金ではなくて現物—建物そのもので支援をしたいというお話が来ていると伺っております。これまでの外国からの寄附については以上でございます。

また、8 年間でこの基金を使うのかということでございますが、現在、震災復興計画は 8

年間でございますので、この8年間でさまざまな被災者のニーズに応じて、特に国の制度のすき間といいますか、それでは対応できないきめ細かなところまで、この基金で対応できればと考えております。地域のさまざまなニーズにこたえたいということでございますが、先例として阪神・淡路大震災復興基金がありますが、震災から16年たった現在も基金の事業を継続しているということでございますので、当方の東日本大震災復興基金も、特に現時点で終期を決めているわけではございません。もちろん8年間の復興計画期間で使っていくものではありませんが、それを越えてなお支援が必要な場合は、さらに継続をしていきたいという考え方でございます

あわせて、先ほど埋蔵文化財の調査費ですとか、あるいは仮設住宅のいろいろな支援に使えるのかというお話がございましたが、これはまさにそういった被災地のニーズがある場合に、県の基金で対応するか、あるいは今回市町村の交付金ということで被災市町村にも復興基金等への対応が可能になるように交付金を交付いたしますので、それらの中で県内市町村が判断して、そういった経費に充てることは可能と考えております。

○工藤勝子委員 すき間を埋める形で活用されるということでもありますけれども、結局現地にいってみると、今の仮設住宅においても実際に入っている人たちから、住宅によっていろいろ差があるという話が出てきているのです。あっちにはあれもついているとかこれもついている、うちはまだついていない、街灯も足りない、舗装になっているとかないとかということがあるわけです。そういう中で、個人で県に要望したからといって、多分私はその基金を崩して使うというものではないのだろうと思うのです。そうすれば、それぞれの市町村に要望して市町村から上がってくるという形をとるのだろうと思っているわけですが、500億円を有効に使ってほしいと思うわけなのです。ですから、もうちょっとどういう形で使えるのかということ、市町村にきちっと説明をしているのかどうか。500億円の基金を積んだには積んだのですけれども、これを使えないままそのまま放っておくような形になってはならないと思っているわけでありまして。こういう形で市町村にも使える要素みたいな、きめ細やかなニーズと言われても、どういうものに使えるのかということ、それがわかるのでしょうか、そういう縛りというのがないものなのでしょうか、もう一度お伺いいたします。

○堀江市町村課総括課長 市町村に対します用途でございますが、今回の補正予算につきましては市町村交付金として210億円を実施することで今、御審議いただいているところでございます。あらかじめ市町村からも御意見をいただいております、各市町村からはできるだけ自由な用途でお願いしたいと、余り制限をつけないようにという御意見をいただいているところでございます。現在私どもが考えておりますのは、こういったものには使えないという制限の部分につきまして、例えば既にある制度のものにつきましては、その制度をご活用いただくということでお話し申し上げまして、それ以外については原則、市町村の判断で震災の復興のために必要なものであれば自由に使えるように、そのような形で市町村には説明してきております。

また、個別の事案につきまして市町村で判断が困難だというのがあれば、市町村からのそういった意見照会についても逐次対応して、こちらからも助言していきたいと考えているところでございます。

○五日市王委員長 ほかにありますか。

○高橋元委員 県民活動交流センターの債務負担行為の金額の関係なのですが、3年間で21億300万円、年平均しますと7億100万円というのが今までの実績で、今度は6億9,000万円。比較すると1,100万円ほどの減額のように見受けられるのですが、特例措置として1年延ばすということは、大概年平均、過去の実績を参考にして同じような金額でやるのかと思っていたときに、1,100万円ほど減額になっているということなので、どこがどのような形で1,100万円減額になったのか、そのことが1点。

それから、この実績が今後また同じ事業者と契約を結ぶときの実績になっていくのかどうか、その辺はどうお考えかお尋ねいたします。

○畠山NPO・文化国際課総括課長 債務負担行為額の内容と申しますか、どういったところで減額になったのかということでございます。主には光熱水費の関係で、過去の実績を踏まえまして、この3年ほど第2期一平成21年度、平成22年度、平成23年度と来ているわけでございますけれども、当初見込んでいたよりは電気料が比較的安く抑えられているといったこと、また原発事故に伴います電力需要の関係で省エネということが求められている中で、こういった形で今後も推移していくであろうということも考慮いたしまして、電気料金については、来年におきましても過去の実績よりもまたどんとふえるという状況にはないだろうということ踏まえまして、その部分で調整させていただきまして、減額させていただいたところでございます。また今後一昨年、それ以降の指定管理におきましても、そういった過去の実績をよく見ながら、今後の動向をよく考慮しながら積算してまいりたいと考えております。

○佐々木努委員 9割方要望になるわけですが、先ほど久保委員からも被災地でのアンケートの実施について質問があったわけですが、先日、災害復興特別委員会で釜石市の仮設住宅に行った際に、そこに入居されている方からアンケートが非常に多過ぎるという話を聞きました。マスコミもそうですが、さまざまな団体からのアンケートに追われているという話がありました。私は、これを要望の一つとして聞いてきたわけですが、県が行うアンケートは非常に重要なものだと思います。そういう意味では実のあるものにしていただきたいという思いからも、被災者の方々に配慮した中身あるいはやり方で進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。何かそのことについてお考えがありましたら、よろしくお願いたします。

○平井理事兼副局長 今回やらせていただきましたアンケートは、復興基本計画の中に入りました復興の目指す姿、つまり復興の最終目標にどれだけ近づいたかということ、県民の皆様、とりわけ被災者の皆様がどれだけ感じていただいているかということが一番聞きたいということでございます。したがって、これは既存のアンケートの目的にはないわけ

でございます、基本的に独立してやる必要があるだろうと判断した次第です。

沿岸においては、サンプル数が足りないとか質問項目が既存のアンケートと合体させると多くなり過ぎるとか、そういう事務的な問題もある意味ではございますけれども、基本的にはそういうポリシー、哲学の問題があるように思われます。さはさりながら委員御指摘のように、アンケートがいわば乱立していて大変だという現地の状況は事実だと思いますので、アンケート一県民意識調査と呼んでおりますけれども、これにつきましては、質問の趣旨、何のためにこれを聞いているのかという目的、それから何よりも個々の質問の答えやすさというものに十分留意して組んでいきたいと考えてございます。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号岩手県職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○浅沼人事課総括課長 議案第6号岩手県職員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その3）の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案要綱により説明させていただきます。

第1の改正の趣旨についてであります。警察官の定数につきましては、警察法の規定により、政令で定める基準に従い条例で定めることとされております。今般、東日本大震災津波により被害を受けたことに伴う治安事象の変化、増大に的確に対応するため、岩手県、宮城県及び福島県において警察官の増員が図られることとされ、これに伴う警察法施行令が改正されたことから、条例で定める警察官の定数及び階級別定数を改正しようとするものであります。

次に第2の条例案の内容についてであります。附則第4項及び第5項におきまして、警察官の定数を現行の2,115人にかかわらず、本条例の施行の日から平成25年3月31日までの間については130人増員し2,245人と、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間については70人増員し2,185人とするものであります。また、警察官の階級別定数につきましても、期間ごとの増員数に応じて、政令で定める基準に従い、表のとおりそれぞれ改正するものであります。

最後に第3の施行期日についてであります。公布の日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 きょうの議案第8号も関係するのかどうか、もし関係があるのであれば、一括で説明してもらったほうがいいのかと実は思ったりしたのですが、いずれにしても、現下の情勢から警察官の皆さんを増員するというのは当然のことだと思います。従来から増員要求というものはやられていたと思うのですが、早急にやっていただきたい事案だと思っております。130人ふやして最後は60人減らすのですか、ソフトランディングしていく形だと思うのですけれども。当面の130人の増員の仕方について、議案第8号では、他の都道府県からの警察官の手当についてもなっているわけでありまして、新規採用をふやしていくのか他の都道府県から身分がえするのか、130人の増員の詳細な計画についてお知らせいただきたい。

○浅沼人事課総括課長 増員確保策でございますが、被災地の治安維持にすき間を生じさせないためにも、可能な限り早期に警察官を配置することが求められているところであります。さらに、直ちに実働力を有する警察官の確保を図るという観点から、一定期間教養期間を要します新規採用者で措置するのではなく、各都道府県警察からの出向者により確保する予定と聞いているところでございます。

○及川あつし委員 出向者のために、議案第8号で説明があるかと思うのですけれども、岩手県が全体の警察行政を考える必然性はないのかもしれないですけれども、全体の警察官という意味では、全国的にどうなのでしょう。毎年毎年、増員要求が来ていたかと思うのですけれども、その中で今回の震災を経て、身分がえして本県に130人いらしていただくということになると、全体の都道府県警の警察官の増減というのは、どういう傾向にあるのでしょうか、参考のためお聞かせいただきます。

○森本警務部長 今回の130人増員というのは、他の都道府県の警察官の定数を減らすということではございませんので、そちらの部分につきましては、それぞれ出していただいたところの都道府県警察で、足りない部分をどうするかというのは検討していただくことになろうかと思っております。具体的にではどうするかということまでは、我々としてもちょっと把握いたしてないところでございますけれども、いずれにしても、そちらのほうで別に考えてやっていただくということになるものでございます。

○及川あつし委員 なぜお聞きしたかという、当然今、沿岸の状況ですと警察官の増員をさらに図って、治安の充実、強化をやっていかなければいけないというのは、我々も理解しております。ただ、盛岡市内などでは実質、交番に配置されている方が少しずつ減っているのですかね。よくいろいろな地域相談で交番に行くと、地元の人、最近交番少ないからという言葉を出すのです。だからといって文句を言っているわけではないのですけれども、この増員措置によって、当面の間、沿岸被災地に派遣されていた内陸部の警察官の体制がどのように変わるのか、少しイメージできるように説明していただければ。

○森本警務部長 今回の増員につきましては、当県の内陸の警察官といいますよりも今現在、他の都道府県警察から応援派遣を非常に多くいただいて活動しているところでございますので、基本的にはそちらの応援派遣で来ていただいていた部分が、被災地の状況の変化に伴いまして、応援で短期間来るよりも、岩手県の警察官としてある程度の一定期間しっかりいて、地域実態をよく把握して活動していただく状況に変わってきたということもありますので、そういったところの部分を担当していただくことになろうかと思えます。

内陸の応援の部分については、現在でも被災地の状況を見ながら応援しているところでございまして、そちらにつきましては被災地の状況、必要性を見ながら、応援をどうしていくかというのは、そのときどきで判断していきたいということで、具体的にいつ、どう減らすとか、そういったことについては申し上げられないところでございます。

○及川あつし委員 これも警察に期待する皆さんに説明できるように教えてもらいたいのですけれども。例えば一般職員の場合でも、他の都道府県からの応援については、直接沿岸被災地に行くのではなくて、内陸にいる県内の職員の皆さんを沿岸に派遣して、その穴を他の都道府県から来てもらう職員で埋めると。そのほうが県内事情をわかっているのでスムーズにいくというスキームもこれまでやってきたと思うのですけれども、警察についても県内事情に明るい、県内に現在配置されているもとの岩手県警の職員を手厚く沿岸被災地に派遣して、その穴一という言い方は変なのでしょうけれども一その穴を他の都道府県警から当面身分がえする警察官が埋めるということを原則にしていくのか。事情、事情によって違うのでしょうかけれども、そこら辺の流れはどうなるのか。例えば、盛岡では最近関西弁を話す警察官がふえたみたいな話になるのかどうか、そこら辺、今後どういう展開になるのか御説明いただければと思います。

○森本警務部長 警察につきましては、今回の増員で他の県警から来ていただく人を、沿岸の特に被害の大きかった大船渡警察署、釜石警察署、宮古警察署の3署に配置するというところで考えております。(及川あつし委員「はい、わかりました」と呼ぶ)

○城内愛彦委員 私もこの件についてちょっと質問させていただきたいのですけれども。まずもって、他県から応援をしてくださった警察官の方々には、大変感謝を申し上げたいと思っております。そこで、これまでは応援してくださった方々は、被災地のホテルなどに宿泊されておったのですけれども、これだけの人数の方一130人からが、被災地の住むところがないところで長期間活動される際に、従前のようにホテルに泊まるのか。復興する上で、そろそろホテルの皆さんも復興に向けたお客さん呼び込みたいというお話も承っています。こういう中であって、どういう形でこの方々の宿泊等を確保していくのかという部分をお伺いしておきます。

○森本警務部長 今回の出向者につきましては現在調整中ではございますけれども、大船渡警察署それから釜石警察署に配置予定の者につきましては釜石市内の仮設住宅に、それから宮古警察署に配置する予定の出向者につきましては宮古市田老地内の宿泊施設に、それぞれ住ませるということで調整を行っているところでございます。

○城内愛彦委員 多分、田老地区内ではグリーンピアになるのだらうと思います。実は、空いている仮設も宮古地区はあります。そういったところをうまく利用してもらえればいいと思いますし、地元と調整してもらえればいいと。特に仮設の治安維持にもつながると思っていますので、その辺を検討方よろしくお願ひしたいと思います。

○森本警務部長 住むところにつきましては、地元の施設なども検討しながら、調整しながらいるところがございますので、いろいろ調整していきたいと思っております。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○小山総合防災室長 議案第7号災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その3)の3ページをお開きいただきたいと思ひます。改正の内容につきましては、お手元の条例案要綱により説明させていただきたいと思ひますので、議案とあわせてごらんいただきたいと思ひます。

まず、第1の改正の趣旨でございますが、災害救助法施行令の一部改正に伴い、障害補償の額の算定基準となります身体障害の程度を改めるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものでございます。

具体的には、第2の条例案の内容をごらんいただきたいと思ひます。太い点線囲いの中に災害対策基本法の条文を記述しております。その第84条第2項でございますけれども、政令で定める基準に従って条例で定めるところにより……最後に行きまして損害を補償しなければならないという書き方になってございます。ちょっと省略してありますが、第71条の規定による従事命令によりというのは、災害に際しまして、都道府県知事が従事命令を発することができる規定がございます。そういった場合に、従事した方が障害を受けた等の場合において、こういった形で補償しなければならないという形になってございます。この政令で定める基準につきましては、下の点線囲い一米印1にございますけれども、災害対策基本法施行令におきまして、災害救助法施行令中、扶助金に係る規定の定めるとおりとされてござ

います。さらに下の点線囲い一米印2で記述しておりますが、今回改正しようとする条例の第1条では、この条例は災害対策基本法第84条第2項の規定により、同法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関し必要な事項を定めるということになっておりますが、その条例で定める応急措置に従事した場合の補償の内容につきましては、さきに申し上げました災害対策基本法施行令にありますとおり、災害救助法施行令の規定と同じ内容の規定が設けられているところでございます。今般、災害救助法施行令につきまして、損害補償の額の算定基準に関する規定を見直す改正がなされたことから、同じ内容の規定を置いておりますこの条例につきましても、同様に改正をしようとするものでございます。

最後に、第3の施行期日等でございますけれども、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。また、あわせて必要な経過措置を講じようとするものでございます。ちょっと長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○浅沼人事課総括課長 議案第8号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その3）の12ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案要綱により説明させていただきます。

まず、第1の改正の趣旨についてであります。先ほど及川委員からもお話がありましたとおり警察官の増員に伴う内容でございますが、先ほど定数条例の際にも御説明申し上げましたとおり、今般、東日本大震災津波により被害を受けたことに伴う治安事象の変化、増大に的確に対応するため、警察官の増員が図られることに伴い、警察庁の職員又は他の都道府県警察の警察官であった者が、岩手県の警察官となった場合における地域手当に関する特例措置を設けようとするものであります。

次に、第2の条例案の内容についてであります。警察庁の職員又は他の都道府県警察の警察官であった者が、引き続き給料表の適用を受ける警察官となった場合において、給料表の適用を受けることとなった日の前日に地域手当の支給を受けていた者に対しては、適用日以後2年間の範囲内で地域手当を支給することとするとともに、支給割合の上限を1級地の18%と定めようとするものであります。地域手当は、公務員給与に地域の民間賃金水準を的確に反映させるための手当であり、東京や大阪といった比較的賃金水準の高い都市部に勤務する職員に対し支給されているものであります。現行規定では岩手県内に勤務する職員には支給されないことから、円滑な人員確保を図るため、今回増員となる警察官のうち、地域手当の支給を受けていた職員に対しては、国の規定に準じて2年間の範囲内で地域手当を支給しようとするものであります。

最後に、第3の施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 細かいことでごめんなさい。地域手当で規定されている1級から6級の支給地域なのですけれども、かなり限定的になっているので漏れる方が相当いるのではないのでしょうか。例えば、東京都の特別区というのは23区だと思うので、三鷹市に住んでいる人は出ないのに杉並区に住んでいる人には出るとかという問題もあると思うのですが、ここは見直すことになるのでしょうか。

○浅沼人事課総括課長 規定の細かい部分は、今後いろいろ規則等で対応することになるかと思いますが、不利益が生じない、現行で地域手当を受けている職員がその手当を継続して受けられるような手立てを講じていきたいと考えているところでございます。(及川あつし委員「そのようにお願いします」と呼ぶ)

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号東日本大震災津波復興基金条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫予算調製課総括課長 議案第9号東日本大震災津波復興基金条例について御説明

申し上げます。議案（その3）の14ページをお開き願います。なお、説明につきましては、お手元に配付しております条例案要綱により説明させていただきます。

まず第1の制定の趣旨についてであります。今般の東日本大震災津波の復興に向け、県または市町村が、地域の実情に応じて住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の復興等に、弾力的かつきめ細かに対処することが求められておりますことから、これら事業に要する経費の財源に充てるため、基金を設置しようとするものであります。

次に、第2の条例案の内容についてであります。1点目は、先ほど御説明申し上げました趣旨により基金を設置しようとするものであります。2点目は、基金に積み立てる額を一般会計歳入歳出予算で定めようとするものであります。なお、基金への当初の積立額は500億円であり、このうち国からの特別交付税420億円、クウェート国からの東日本大震災復興支援金80億円としております。3点目から6点目までは、基金の管理に関し必要な事項を定めようとするものであります。

最後に、第3の施行期日等についてであります。公布の日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木大和委員 今回の説明の2番、条例案の内容のところなのですが、東日本大震災津波ということで、太平洋沖地震及び津波による災害ということなのですが、今回は地震と津波と、もう一つの災害一原発も出たのですけれども、先ほど来いろいろ話がありますけれども、それはこの災害には入らないという判断でしょうか。

○八重樫予算調製課総括課長 原発による放射能対策に関しましては、この東日本大震災津波に起因しておりますので、含まれるという解釈をしております。

○佐々木大和委員 そういう解釈というのだけでも、表現しないでいいのですか。非常に不安定なところで、私らも話しするときに地震で災害一例えば県南の、一関市周辺を中心に地震の被害が大変大きかった。ただ、12市町村は津波が全くストレートに来ているものだから、市町村によっての震災の対応も、沿岸にいくと、例えばこの前の高速道路の無料券の申請などのときも、その辺の判断に非常にいろいろな意見が出た部分です。ところがそこに原発が入ると、また100%全域になってしまう。そういうことで、この辺の表現はしっかりしたほうがいいのではないかと。市町村ごとに震災を判断するときにも、その辺がはっきりしていないと、停電だけで被災地ですかというような意見も出てしまうので、表現をしっかりしてみんなが納得できるような対応をしてもらいたい、そのようにお願いしたいと思いません。

○加藤総務部長 先ほど予算調製課総括課長から説明したとおり、解釈としては入ると考えております。これを明確に規定するかどうかということがございますが、条例上におきましては、規定するのは慎重に考えざるを得ないのかと思っております。

原発による放射線災害につきましては、先ほども議論あるいは説明させていただきましたが、原因者がございますので、そもそもそれに要した経費等については、損害賠償なり求

めていくというのが基本だと考えておりました、それを条例上こうした形でファイナンスしたというか財源措置をしたということを明らかにするのはちょっとどうかと。損害賠償への影響とか相手方との交渉等の関係がございますので、それにつきまして、もう既に国から交付税なりがあつて財源措置されているのではないかという主張があらから出てくるといふこともありますので、そこは慎重に考えざるを得ないと。

ただ、先ほど市町村課から答弁がございましたが、具体的にどういう使途に使うかという中では、いろいろと相談に乗るといふことも申し上げましたが、原発、放射線の問題、それに対する対処といったものに使えるというかそれに充てることもできるという趣旨につきましては丁寧に説明して—これは、最終的に損害賠償なり補てんという可能性もあるかと思ひますが、その辺の実際の手当ではできるという旨はきちつとお伝えして、実際の事業執行に影響が出ないようにしてまいりたいと考えております。

○佐々木大和委員 わかりました。いずれそういう内容で確かに了解しましたので、ぜひ県も市町村も今後の課題になっていくと思ひますので、適切な運用をお願いいたします。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 13 号警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○森本警務部長 議案第 13 号警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案(その 3)の 21 ページをお開き願ひます。なお、内容につきましては便宜、お手元にお配りしております議案第 13 号関係の資料により御説明いたします。

初めに、改正の趣旨についてでありますけれども、盛岡市の住居表示の実施に伴ひ、警察署の管轄区域について所要の整備をしようとするものであります。今回の整備に係る地域における、盛岡東警察署と紫波警察署の管轄区域の境界は、合併前の盛岡市と旧都南村の境界線を基本としておりましたが、今回の住居表示の実施により、これまでの境界線とは異なつた形で新たに住居表示上の境界線が設定されることとなりますことから、地域住民の利便性や急訴事件発生時の警察活動等への影響を考慮し、盛岡市が行う住居表示と警察署の

管轄区域の境界を合致させようとするものであります。

次に、条例案の内容ですが、同一の町の区画が盛岡東警察署と紫波警察署に分割されることのないようにするものであり、現在、紫波警察署の管轄である飯岡新田が、向中野二丁目、三丁目及び五丁目と北飯岡一丁目に分かれることから、向中野については盛岡東警察署、北飯岡については紫波警察署の管轄区域とするものであります。また、今回盛岡市による住居表示の実施は、合併前の盛岡市と旧都南村の境界を基本とはせず、新たに整備された直線的に走る道路により区分する形となっております。

施行期日につきましては、本来、盛岡市の住居表示の実施期日とすべきものであり、盛岡市によれば平成 24 年 2 月 20 日に実施が予定されているとのことではありますが、現時点では、根拠となる盛岡市の告示の実施日について具体的な期日は未定とのことから、この住居表示変更実施期日を定める確定的な根拠がないことから、条例の具体的な施行期日につきましては岩手県規則に委任することとし、12 月議会提案の条例の公布日が 12 月下旬と見込まれることから、公布の日から 3 カ月を超えない範囲内とするものであります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川あつし委員 恐れ入ります、手短に要望も含めてであります。まず当該地域については旧都南村、あと向中野は旧盛岡市でありますので、地域住民の皆さん、昔からの方々には、これまで気持ちの中に実は明確な線引きがあった。でも、今回の盛南開発事業一區画整理に伴って住居表示されることになったのですが、多分これが浸透するにはかなりの時間を要するのではないかと考えています。これはもうやむを得ないことなのではすけれども、交番の区域については地域の皆さんにも重大な関心事でありますので、盛岡市から住居表示の条例が施行されたと同時に、関連する事項でいろいろな説明があると思うのですが、この地域については、従来にも増してぜひ丁寧に説明をお願いしたいというのが 1 点であります。所感があればその点を伺いたいと思います。

2 点目は、当該地域については、人口急増地というか住宅がまだまだこれからもふえていく見込みなのでありますけれども、当該地域の盛岡東警察署管内、及び今度新たに紫波警察署管内になる新住居表示予定地の北飯岡一丁目などの区域については、交番の再編、増設等について検討していることがあるかどうか、お知らせいただきたいと思います。

三つ目は、合併してからもう大分時間もたってきているのですが、引き続き盛岡東警察署及び紫波警察署という、警察署の管区の見直し等はせずに当面このままいくということではよろしいのか、その三つを教えてください。

○吉田参事官兼警務課長 3 点お伺いされました。一つ目、住民に対する説明ですけれども、市役所で行う説明会に当課の係員を派遣して住民の方々には説明をさせていただいておりました、おおむね合意をいただいているところでございます。

それから二つ目ですけれども、人口急増地域ということで、交番の再編とか増設ということではございますけれども、現時点では、当然治安事象を見つつ、今後も検討すべき課題だと

考えております。

それから三つ目、警察署の関係ですけれども、現時点で、先ほど交番の関係と同じような形で、必要性を勘案しながら今後推移を見ていきたい。現在、御承知のとおり、まだ盛岡インターチェンジのほうに道路がどんどん延びて、今、物すごく開発が進んでいるということについては承知しておりますので、推移を見守りつつ対応していきたいと考えております。よろしく願いいたします。(及川あつし委員「わかりました」と呼ぶ)

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 48 号当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫予算調製課総括課長 議案第 48 号当せん金付証券の発売に関し議決を求めることについて御説明いたします。議案(その3)の60ページをお開き願います。最終ページでございます。

これは、平成24年度において公共事業等の財源に充てるため、全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを総額97億円の範囲内で発売しようとする事について、当せん金付証券法第4条第1項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いた

しました。

この際、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○五日市王委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諮問第 1 号退職手当支給制限処分に係る審査請求の諮問についてを議題といたします。

なお、本件は知事に対してあった審査請求に関して、議会に意見を求められているものがあります。審査の進め方についてですが、当局から説明を受け、質疑を行った後、知事に対する意見一すなわち審査請求を棄却すべき旨の答申をするか、認容すべき旨の答申をするかについて決定したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。それでは、当局から説明を求めます。

○浅沼人事課総括課長 諮問第 1 号退職手当支給制限処分に係る審査請求の諮問について御説明申し上げます。説明に当たりましては、お手元に配付しております資料—退職手当支給制限処分に係る審査請求の概要により説明をさせていただきます。

なお、地方自治法に基づきます退職手当支給制限処分の不服申し立てにつきましては、本県におきましては今回の事案が初めてのケースとなります。制度の経緯、背景等も含め説明させていただきたいと存じます。説明が少々長くなりますことをお許しいただきたいと思います。

それでは、まず、第 1 の諮問の趣旨についてであります。岩手県教育委員会が行った退職手当支給制限処分について、地方自治法第 206 条第 2 項の規定に基づき審査請求があったことから、同条第 4 項の規定により諮問するものであります。この退職手当支給制限処分に係る審査請求は、懲戒免職処分を受けた者に対し、退職手当の全部を支給しないとする処分に係る審査請求であります。懲戒免職処分そのものにつきましては、審査請求人から県人事委員会に対し、地方公務員法第 49 条の 2 の規定に基づき審査請求が行われ、本年 9 月 15 日付で請求が棄却され、本年 10 月 12 日に懲戒免職処分の取り消しを求める訴訟が提起され、現在係争中であり、したがって今回の諮問は、懲戒免職処分とは別個の、退職手当支給制限処分について審査請求があったことから、地方自治法の規定により議会に諮問したものであります。

次に、第 2 の審査請求の内容について御説明申し上げます。まず、1 の審査請求人です。審査請求人は、住所は記載のとおりであります。氏名、〇〇〇〇、元岩手県立〇〇〇〇高等学校の教諭であります。なお、昨年 10 月 20 日の処分時の年齢は 58 歳であります。

次に、2 の審査請求年月日です。本件の審査請求は、平成 22 年 11 月 30 日に行われております。

次に、3 の審査請求の趣旨についてであります。審査請求人は、岩手県教育委員会が審査請求人に対して行った、一般の退職手当等 1,796 万 8,490 円の全部を支給しないこととする処分の取り消しを求めるというものであります。

次に、4の事案の概要についてであります。 (1)として審査請求人は、平成22年9月22日水曜日、帰宅後の午後6時ころワイン1杯を飲酒し午後9時ころ就寝しましたが、再び起きて午後10時ころから焼酎の水割りを五、六杯、アルコール度数25度の焼酎約1リットルを翌23日木曜日—この日は祝日であります、午前2時ころまで飲酒した後に就寝したものであります。審査請求人は同日午前5時に起床し、朝食を取った後、午前7時30分ころ自家用車を運転し、自宅から勤務先である〇〇〇高校へ向かい同校で部活動を指導したものであります。その後、同校で昼食をとった後、午後2時10分ころ再び自家用車を運転し同校を出発したところ、午後2時25分ころ奥州市江刺区岩谷堂地内の交差点で警察官から職務質問を受け、呼気検査をした結果、呼気1リットルにつき0.3ミリigramのアルコールが検出され、酒気帯び運転で検挙されたものであります。(2)として岩手県教育委員会は、平成22年10月20日付で審査請求人に対し、酒気帯び運転で検挙されたことを理由に懲戒免職処分及び一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を行ったところであります。

次に、第3の諮問までの経過等について御説明申し上げます。まず、1の退職手当支給制限処分制度の創設についてであります。退職手当の支給制限処分に関する制度は、国家公務員においては公務に対する国民の信頼を確保するため、退職後に懲戒免職処分に相当する非違行為が発覚した国家公務員に対する退職手当の取り扱いを見直し、平成20年12月に国家公務員退職手当法が改正され、平成21年4月から制度が設けられております。なお、この法律改正以前は、懲戒免職や失職により退職した場合には、特段の処分を経ることなく法律の規定により退職手当は全額不支給とされておりました。国におきましては、当時の法改正に当たり有識者による検討会を開催いたしました。同検討会におきまして、懲戒免職の場合に全額不支給を原則としつつ、非違の程度等に応じて一定割合を上限として一部支給も可能な制度とすべきとの見解が示されたことから、国においては、非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、全額不支給を原則としつつ、退職した者が行った非違の内容及び程度等の事情を勘案して、一部支給制限にとどめることを可能としたところあります。この内容につきまして本県においては、国に準じて職員の退職手当に関する条例の一部改正を行い、平成21年7月10日から制度が設けられているところでございます。

次に、2の審査請求と県議会への諮問についてであります。教育委員会を退職した職員は、退職手当支給制限処分に不服がある場合、地方自治法第206条第2項の規定に基づき普通地方公共団体の長に対して審査請求をすることができるとされております。審査請求を受けた普通地方公共団体の長は、審査請求に対する裁決を行う前に、同法第206条第4項の規定により県議会に対して諮問し、県議会から意見を求めることとされていることから、今期定例会に諮問したところあります。なお、諮問から答申までの期間につきましては、地方自治法第206条第5項の規定により20日以内とされております。

次に、審査請求に係る審理経過についてであります。本件の審査請求の審理の経過につきましては、資料中に記載しております図のとおりであります。県では、審査請求を受理後、

行政不服審査法の規定に基づき、処分庁である県教育委員会に弁明書及び再弁明書を、審査請求人に反論書及び再反論書の提出をそれぞれ求め、また審査請求人から口頭意見陳述開催の申し立てがあったことから、本年9月5日に審査請求人及び代理人から口頭で直接意見を聞く場を設け、双方の主張を丁寧に把握しながら審査を進めてきたところであります。

次に、第4の当事者の主張について御説明申し上げます。まず、1の審査請求人の主な主張についてであります。審査請求人の主な主張は次の3点であります。1点目は(1)として、酒気帯び運転により検挙された場合に一律に懲戒免職処分を受け、しかも一般の退職手当等の全部を支給しないとする処分を受けるというのは、余りにも不合理であるということであります。審査請求人はこの点について、酒気帯び運転で検挙された場合も、公益との権衡を考慮し個別の事案に応じて適切な懲戒処分がなされ、退職手当の支給に関する処分も適切になされるのが相当であると主張しております。2点目は(2)として、検挙時は飲酒終了後12時間経過しており、本人は運転開始時から酒気帯び運転の認識がなかったことから、通常酒気帯び運転で検挙されての懲戒免職処分及び一般の退職手当等の不支給という事例とは全く異なる事例であるということであります。審査請求人はこの点について、12時間経過した後にアルコールが検出された原因としては、審査請求人が肝硬変を患っているためアルコールの分解が遅かったものと考えられるが、審査請求人にはアルコールが体内に残存しているという認識は全くなく、酒気帯び運転を回避する期待可能性も予見可能性もほとんどなかったと主張しております。3点目は(3)として、審査請求人の行った行為と本件処分を比較した場合、その不利益は極めて大きく、まさに均衡を失っており、取り消しをされるべきであるということであります。審査請求人はこの点について、酒気帯び運転の認識や予見可能性がなく、酒気帯び運転を回避できなかった状況で、全くの結果責任として本件処分を受け、一般の退職手当等の全部を失うことは、定年退職まであわずかということも踏まえれば、その不利益は極めて大きいと主張しております。

次に、2の岩手県教育委員会の主な主張についてであります。処分を行った県教育委員会の主な主張は次の3点であります。1点目は(1)として、退職手当の支給制限処分は、非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、懲戒免職処分を受け退職した者に対しては、一般の退職手当等の全部を支給しないことを原則とするものであるということであります。県教育委員会はこの点について、退職手当の支給制限処分制度は、一般の退職手当等を支給しないことを原則とするものであり、従来の懲戒免職処分を受けた場合の、一般の退職手当等を不支給とする取り扱いを緩和したものではなく、一定の場合において、処分者の裁量として一部支給制限にとどめることを可能とするものであると主張しております。2点目は(2)として、検挙されたのは飲酒終了後12時間経過した午後2時25分ころであるが、その時間に身体にアルコールを保有した状態で検挙されたということは、審査請求人が午前7時30分ころに運転を開始した時点では、身体にアルコールを保有する状態であったことは推定事実であることから、本件は午前7時30分ころに酒気を帯びて運転を開始し、午後2時25分ころ酒気帯び運転で検挙された事案として評価されるべきものであるという

ことであります。県教育委員会はこの点について、検挙されたときに飲酒による影響がなかったとする主張については、呼気検査の結果からも認めがたいものであると主張しております。3点目は(3)として、前夜の飲酒の状況等を踏まえれば、審査請求人が酒気を帯びている可能性について全く思いをめぐらせずに、高濃度のアルコールを保有して自動車を運転していた行為は極めて危険性が高いものであり、そのほかにも処分を軽減するような特に参酌すべき事情は認められないということでもあります。県教育委員会はこの点について、前夜の飲酒の状況や審査請求人の身体の状態についての認識等を踏まえれば、これらの状況の中で自動車を運転することが極めて危険性が高く、その審査請求人の意識自体が強く非難されるべきものであり、一般の退職手当等の一部を支給するような特に参酌すべき情状には当たらないと主張しております。

最後に、第5の審査請求に対する審査庁一知事の考えについて御説明申し上げます。県では、先ほど御説明申し上げましたとおり、行政不服審査法の規定に基づき手続を進め、審査請求人、県教育委員会双方の主張を把握し、争点を整理して審理を進めてまいりました。主な争点に対する考え方は1から3に記載してございますが、結論としては、県としては本件審査請求を棄却したいと考えているところであります。主な争点に対する考え方を御説明申し上げます。1の退職手当支給制限処分制度については、審査請求人は、酒気帯び運転で検挙された場合に一律に懲戒免職処分とされ、一般の退職手当等の全部を支給しないとする処分を受けることは不合理であると主張しておりますが、懲戒免職処分を受けた職員に対し、一般の退職手当等の全部を支給しないことを原則とする本県の現行の制度は、非違の発生を抑止し、もって公務に対する住民の信頼を確保するという制度の目的や、国家公務員の退職手当制度との均衡にかんがみれば合理性があるものと考えております。なお、資料中最後のA4判横書きの資料に、本県の退職手当支給制限処分に関する条例、規則、運用通知の一覧表がございます。この表の一番右の欄に、平成21年7月10日付の知事から各任命権者あての退職手当の支給制限処分等の運用についての通知を記載しております。この通知は、国家公務員退職手当法の運用方針という総務大臣通知に準じて制定したものでありますが、本県の退職手当支給制限処分の運用に当たって、第11条関係第1項において、懲戒免職処分等を受けた場合の一般の退職手当等について、全部を支給しないことを原則としつつ、第2項以下で例外的に一般の退職手当等の一部を支給することを検討する場合を規定しております。本件非違行為は酒気帯び運転であります。酒気帯び運転はこの例外的に支給することを検討する場合に該当しないことから、本件処分については、一般の退職手当等の一部を支給する場合に該当しないものであります。

2の本件処分の原因となる事実と参酌すべき事情については、本件非違行為に至る経緯等を考慮した場合、特に処分を軽減するために参酌すべき事情は認められないものと考えております。本件の非違行為に至る経緯を見た場合、検挙されたのは飲酒終了後から12時間経過している時点であり、検挙当日の午前2時まで約1リットルの焼酎を飲酒していたにもかかわらず、約5時間半後の午前7時30分ころには運転を開始していること、

また審査請求人本人が肝硬変を患っているためにアルコールが分解されにくい体質であったことを以前から自覚していたことをあわせて考慮すれば、運転開始当時に酒気を帯びた状態であったことは、審査請求人本人が客観的に認識可能であり、回避可能性が全くなかったとは言えないものと考えられ、その状態で運転を開始し、その後、酒気帯び運転で検挙されていることから、特に処分を軽減するための参酌すべき事情は認められないものと考えております。

3の請求人の事情及び他の処分例と比較した場合の処分の軽重については、県教育委員会によれば、平成20年度以降の過去3年間で、県教育委員会が酒気帯び運転により処分を行ったケースは計5件あり、すべて懲戒免職処分とされ、一般の退職手当等の全部が支給されていないとのことであります。また、退職手当の支給制限処分制度が導入される以前においては、懲戒免職処分を受けた職員については、特段の処分を経ることなく、一般の退職手当等の全部が支給されていなかったことを考慮すれば、本件が他の事例と比較して著しく苛酷であり、権衡を失しているとは言うことはできないものと考えております。

以上の点を総合的に考慮した結果、審査請求人の請求を認めるまでの理由がないものと認められることから請求を棄却したいと考えているところでございます。長くなりましたが、以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○久保孝喜委員 幾つか事実関係を含めてお尋ねしたいと思います。最初に、国家公務員退職手当法が改正されて本県の条例も改正されたというところなのですが、いわゆる飲酒運転だけではなくて酒気帯び運転が追加されてくる形になったのが、その改正時点という理解でよろしいのか。もしそうであるなら、こうした変更なり改正というのは、全国の都道府県ではどういうことになっていたのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

○浅沼人事課総括課長 平成21年度の制度改正の背景というお尋ねかと思えます。国におきましては、平成21年7月の条例改正以前は、懲戒免職の場合には退職手当は不支給、ただし支給していた場合、退職後に禁錮以上の刑が確定した場合には返納できるというような形の制度になってございました。

しかしながら、これは国におきましても同様ですが、退職手当が既に支払われた者に、懲戒免職に該当する非違行為を在職中に行っていたことが発覚しても、禁錮以上の刑が確定しない場合は退職手当の返納を求めることはできないなどの事情が発生した一防衛省の関係事案ですが一そういうことを理由といたしまして、国におきましては、先ほども申しあげました有識者によります検討会を踏まえ、制度改正を行った分が一つ。あわせて先ほども説明申しあげましたが、検討会におきまして、退職手当について一部支給も可能とする制度にすべきという御意見があったところから、その部分につきましても制度を改正し、今に至っているという状況でございます。

したがいまして、全国の状況を見ましても、国及び都道府県すべてが同じような制度で今、運用を図っているというふうになってございます。

○小原副部長兼総務室長 飲酒運転と酒気帯び運転の関係でございますが、酒気帯び運転も飲酒運転に含まれております。

○久保孝喜委員 ここに9月15日に裁決したときの文書のコピーがあるのですが、その中には処分者の主張というところの欄に、酒酔い運転に加え酒気帯び運転等についても、処分量定の標準を免職としたという記述があったものですから、この変更の際に酒気帯び運転が追加されたと読み取ってしまったものですからそうしたのですが、それは違うということではよろしいのですね。確認です。

○浅沼人事課総括課長 飲酒運転というジャンルの中に、酒気帯び運転、酒酔い運転の二つございますので、そうになっているということで御理解を……（久保孝喜委員「特に加えたということではない」と呼ぶ）はい、違います。

○久保孝喜委員 はい、わかりました。それからもう一つ、この制度が平成21年7月10日から一部改正をされてきているわけですが、例えばこの改正の前と後で、条例の本来の目的である非違行為が抑制されたという見方ができる事案発生の状態なのかどうか、そこについての見解をお聞きします。

○浅沼人事課総括課長 因果関係という部分できちっとした調査、統計をとっているわけではありませんが、一般的には抑止力効果はあったのではないかと認識はしております。

○久保孝喜委員 今の答弁は、特に根拠はないということですね。（浅沼人事課総括課長「はい」と呼ぶ）それからもう一つ、申請に当たって当該公務員が主張している点の中に全国の判例の問題が出てまいります。特に、通常我々は一発免職という言い方をするわけですが、ここでは標準が免職である、あるいは原則免職であるという言い方をして、懲戒処分のあり方が問われているわけです。これが、背景はわかりませんが、例えば三重県で起きた裁判では、最高裁までいって免職の取り消しが確定したと一つまり、免職してはならないという最高裁判例が起きて、三重県では原則免職というものの見直しに入っているということがあるのですが、そうした全国の判例等の状況についてはいかがなんでしょうか。

○浅沼人事課総括課長 一つ一つ数字として押さえてはございませんが、全国を見渡しますと、久保委員おっしゃったとおり、判例の中で免職という処分が取り消される事例が発生しているということは、十分認識しているつもりです。ですが、いずれ本県としましては、原則免職で臨むという姿勢はそのまま維持していきたいと考えているところでございます。

○久保孝喜委員 スタンスとしてお聞きしたいわけですが、最高裁の判例—我が国の裁判制度の中でも最高位に位置する判例が、仮に出たと。しかし、自治体における条例制定権というのは、それぞれが多少の違いはあっても大体進んでいくと。最高裁の判例があっても、この条例を見直す気はないと言い切っているものかどうか。この点については慎重な判断が求められると思うのですが、そういう理解でよろしいのですか。

○浅沼人事課総括課長 裁判例になった事案を一つ一つ見ますと、飲酒量の程度でありますとか飲酒後の運転開始時までの時間でありますとか、さまざまなケースがあると認識してございます。それらの裁判例が積み重なる中で、ある程度方向性が見えてくる場合には当

然、私どももニュートラルな形で検討を視野に入れなければいけないとは思っておりますが、現時点では、いまだ現在の原則免職とするというスタンスは、維持されてしかるべきものと認識してございます。

○久保孝喜委員 揚げ足取るつもりはありませんけれども、そうすると全国で今、免職の取り消しという事案が発生をしているという事態があると、先ほど御答弁がありました。それは例えば、方向性と言いましたけれども、どういう事態になったときに検討するという事案なのですか。その基本的なスタンスをお聞きします。

○浅沼人事課総括課長 現時点できちっとした基本スタンスというものをお示しできる状態ではございませんが、やはり判例を踏まえた、その判例のもととなりました事案の、事実の積み重ねが大事ではないかと思っております。

○久保孝喜委員 ちょっと堂々めぐりなのですけれども、結局最高裁の判例も出ていて、なおかつ一発免職という言い方をしますが、一発免職については問題があると法廷の中で指摘され、免職が取り消されるという事案が確定しているにもかかわらず、検討もしない、検討する状態にはないと言い切ってしまうことが、ちょっと行政事務を扱う者として果たして正しいことなのかという思いが私はございますので、その点もう一度わかりやすく御説明いただきたい。

それからもう一つ、10月12日に提訴されましたね、身分の問題ですが。この提訴されている中で、裁判でどういう形になるかわかりませんが、原告側の一例え仮にですが、仮の話で恐縮ですけれども、仮に勝訴となった場合、つまり身分を免職には当たらないという形で判決が示された場合、今度は逆に今決めようとしている退職金の問題にはね返ってくるようになるかと思いますが、そういう判決が出ない段階でこれを決めてしまう。判決が出た後どうするのかということがちょっと気になるのですけれども、その辺の手続はどうなるのでしょうか。

○浅沼人事課総括課長 検討しないという表現については、私の言葉足らずであったかと思えます。どの事務でも同じでございますが、当然私ども絶えず判例の影響は受けます。それらを広く事実を積み重ねて並べながら、検討していくスタンスは持っておりますので、お尋ねのありました飲酒運転に関します裁判例につきましても、広く情報を集めながら対応していきたいと思っております。

次に、もう一つございました。仮に、処分そのものが裁判で審査請求人が勝訴したような場合、それに伴います一同時進行で今回は進んだわけでございますが一懲戒処分に対します審査請求制度と、退職手当の支給制限処分に関します審査請求制度が、根拠法令も別な、別個の制度となっております。審査請求人から審査請求が行われたということの事実がございまして、そういう状況下では、それぞれで手続を進める必要があったものにとらえ、私どもは手続を進めてまいりました。仮に、審査請求が取り消しとなった場合でございますが、懲戒免職処分が取り消されますと退職そのものがなくなりますから、退職手当の支給制限処分を争う必要はなくなるわけですが、基本的には復職という流れになります。復職にな

りますと、退職手当は当然に一その在勤後になります。支給されると、このような流れになっていくものと思っております。

○久保孝喜委員 最後にお尋ねをいたしますが、今回の最後の資料の中に、原則を免職としながらも、下に書き連ねてあるさまざまな状況については一部支給をすると説明書きがあるわけですが、今回のケースのような場合であっても、先ほど来、るる説明があったようにこれらには該当しないのだと、したがって、全額支給しないのだという説明なのですが、わかりやすくするために、ざっとこういうケースだったら一部支給という例はあるかもしれないということの例示ができるのであれば、追加として少し説明をお願いしたいわけです。

○浅沼人事課総括課長 通知に書いてあります記載部分については説明を省略させていただきますが、その余の部分ということでまいりますと、勘案すべき事情という部分でお話を一済みませんが、具体的なケースというのは、なかなか私どもも持ってございません。行為者についての事情、行為者が退職したときに占めていた職務、責任といった部分。2点目が、行為についての事情ということで、非違の内容、程度、至った経緯といった部分。三つ目が、行為後の事情ということで、非違後におけますその者のとった行動でありますとかが県民の信頼に及ぼす影響といったものを参酌するという部分まではお答えできるのですが、こういうケースは一部支給になるというのは、済みませんがお示しすることができない状況でありますので、御理解いただきたいと思います。

○久保孝喜委員 最後に、私の意見を申し上げたいと思うのです。今回の事例、もとより飲酒運転あるいは酒気帯びであろうと、公務員であろうがそうでなかろうが、許されざる犯罪行為ということについては、私も全く異論はございません。

しかしそのことによって、身分も含め、あるいは金銭的な問題も含めて、いわゆる一発免職に相当するののかということになれば、相当な配慮一人権に対する配慮あるいはその者が果たしてきたこれまでの職責への評価も含めて、なかなか一概に、ストレートに、飲酒運転だから一発免職ということにはなり得ない話なのではないかという思いが私はずっとありました。例えば飲酒運転をした結果、第三者に危害を及ぼしたとかいうケースなら、場合によっては、まさに懲戒という意味合いも含めて必要かもしれません。けれども今回のケースのように、本人がまず飲酒運転という自覚がない—これは本人の申し立てですから、どこまで信用するかということもありますけれども、あるいは退職間近であったと。それから、これまで無事故、無違反であったということも言われております。それから、部活動などでも指導実績の高い方であったということもございまして、さまざまなそれぞれのケースにおいて事情というのがある、その方が果たしてきた職務の蓄積というのがある、それら総体がいわば行政の中身としてあったのだらうと、まずは理解をしなければいけないのだと私は思うのです。

その上で、さまざまなケースがある中をしんしゃくして、最終的な量刑といいますか懲戒の程度というのが、はかられてしかるべきだと思うのです。残念ながら今の制度上では、ま

さに一発免職ということが先行して、検挙された時点ではい終わりという、何か非常に合理的過ぎるがゆえに人間のにおいがしないという思いがしてならないわけでございます。先ほど来申し上げている、判例などの一発免職の苛酷さという点でも、答弁があったように、常に見直す姿勢あるいは検討する姿勢を保持し、かつその作業も進めていただきたいということを申し上げて、意見としたいと思います。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

○伊藤勢至委員 ここは法廷でもないし、私も弁護士でもありません。私を応援してくれた県民の声が背中にあるという思いから発言させてもらいたいと思います。

普通の、いわゆる公務員ではない立場の県民ならば、今のようなお話もあるのかもしれませんが、少なくとも教職という立場にあって、これからの岩手県を背負って立つ子供を教える立場の先生方が一魔が差したということもあるかないかは別にして、結果としてそういうことになった。日本国は法治国家で社会ルールの中でやっておりますから、そこに情状酌量だとか何とかということではなくて、お立場を考え、今後のことを考えれば、この際やはり冷たいと言われようとも、問題は覆水盆に返らずということもあるわけでありますから、今後のことも含めて、やはり厳しいといえますか、ルールはルール、ルールを曲げてはルールにならなくなるという観点から、県がこれを棄却しようという考えは正しいと私は思っておりますし、ルールはあくまでも正しく貫いていただきたい。そうしなければ、後に続いてくる者がまっすぐ行けなくなってしまう、そのように思います。おつらい立場なのもわかりますけれども、ルールはルール、これを尊重していただきたい、私はそのように思います。

○五日市王委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、本件の取り扱いを決めたいと思います。本件は、知事に対してあった審査請求に関して意見を求められているものですが、審査請求を棄却すべきか認容すべきか、いかがいたしますか。

〔「棄却」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 棄却という意見がありますが、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 それでは、棄却すべき旨、答申するとの御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって本件は、審査請求を棄却すべき旨、答申することに決定いたしました。以上をもって議案等の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県県税条例の一部を改正する条例について発言を求められておりますので、これを許します。

○加藤総務部長 県議会最終日、13日の本会議に追加提案を予定しております岩手県県税

条例の一部を改正する条例につきまして、あらかじめ御説明申し上げます。

これは、地方税法の一部改正法案が一昨日の参議院本会議において可決成立いたしました。関係の政省令を含めて速やかな公布が見込まれていることから、この法改正に伴い、県税条例の改正規定を速やかに改正する必要が生じておまして、現在、議案の提出に向け作業を進めているものであります。法改正の内容でございますが、東日本大震災津波被災者の負担の軽減及び復興に向けた取り組みの促進を図るため、個人県民税及び不動産取得税につきまして特例措置を講ずるものでありまして、条例案におきましても、これを受けまして同様の特例措置を講ずる内容を予定しております。以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 今回の大震災で警察官が11名、消防職員が9名、赤ばんでん—いわゆる義勇消防団が116名殉職したわけでありまして、大変残念なことだと思っております。先月26日の新聞でありますけれども、消防団の無線機購入補助という記事が上がりました。今回の第三次補正に入っているのだと思います。

消防団員が、出動命令が出てポンプ車を離れて水門閉鎖等の作業をしている間に、情報が変わってまいりました。当初3メートルの津波が6メートル、10メートル。ところが、一たん出てしまった消防団員には連絡がいかなかったわけでありまして、最後まで使命を果たそうとして殉職したということだと思っております。そういう中で、消防庁が、消防団安全対策設備整備事業補助ということで、100メートルから500メートルぐらいの範囲で通信可能なトランシーバーでありますとか、ライフジャケットでありますとかいったものについて3分の1を補助する。そのほか被災した地域には、さらに国からの交付税で3分の2を措置する。つまり被災地には100%、国のお金で措置される。これは大変よかったと思っております。ただ、旧田老町の現場では、津波が引いた後、火災が発生いたしました。ところが、町内の消防団はほとんど壊滅状態でありまして、八戸市の消防団が来て消火をしたように聞いております。そういう中で、津波ばかりが災害ではないわけですし、消防が出るのはそこだけではない。例えば山林火災の場合も消防が出ます。ところが、この山林火災もくせ者でして、ポンプ車が行ける道路からおりて、火元まで30分も40分も山を駆け登ることがあります。そして、風向きによっては消防団員が火で囲まれるということもあります。これもやはり連絡がなければ、退却とか退避をしろと言うことができない。あるいは水防につきましても、そういうことが言えるのだと思います。

したがって、今回被災した地域の消防団への100%の補助、これは大いに結構であります。あわせて消防は、例えば今回、宮古市は旧田老町、旧新里村、旧川井村と合併をしたわけで、それぞれに方面隊というものを残しております。水が引いた後、旧川井村からも宮古市に応援が来たのです。ところが、海を持ったことがない人たちが来ていますので、やはりそういうときも連絡命令系統がなければ危ない。したがって、被災した地域だけでなく、県内の全消防団員にこういうものを配備すべきだ、あるいはまず国にお願いするべきだ

と思うのです。国がだめだというようなことはないかと思いますが、もしだめだったならば、県内消防団員をひとしく安全対策として県が代がわりをしてでも装備をしていくべきだと、このように思うのですが、いかがでしょうか。

○小野寺防災消防課長 伊藤勢至委員の今のお話でございますが、確かに今回の東日本大震災において、特に消防団の方々がお亡くなりになったということにつきましては、連絡手段の部分で非常に問題があったという反省を踏まえて、今回、国の三次補正の中で安全確保対策の一環として、情報通信連絡手段の確保ということでトランシーバーの整備、トランシーバーのほかにもライフジャケットとかボートとか浮き輪、投光機、発電機等の安全確保に関する整備を補助するということが決定された次第でございます。補助先としましては、市町村ということでございまして、3分の1補助ということですが、先ほどの3分の2の裏負担につきましては、現在国で協議中ということでございまして、被災地だけではなくて、先ほどおっしゃいましたとおり、いろいろところで危機に直面した場で、安全確保が第一に優先されるということがございますので、その部分につきましては、国に申し出るとか、国と調整していきたいと思っております。

ちなみにこの整備につきましては、国の三次補正ということで予算化されたことございまして、来年の2月から3月に交付申請手続を経まして、平成24年4月以降から随時配分されるという予定になってございます。県といたしましては、国の制度の補助金につきましては、先ほども言いましたとおり、国に対して必要な部分については申し入れを行うということではございますが、市町村に対して、こういう制度を活用して安全確保に対する整備を充実していただくという視点で、市町村への指導を通じてそういう形での実現を図っていきたいと考えております。以上です。

○伊藤勢至委員 それはそれで大いにやっていただいて、装備の質を上げていただきたいと思えます。今回のように大変大きな地域にわたっての津波の場合、隣同士の消防団の、ふだんからの協力活動というシミュレーションといいますか図上演習といいますか、そういうことをやっておかなければならないのではないかと思います。本県は森林県ですから、四十数年前に三陸フェーン大火というのがありまして、えらい宮古市近辺が大焼失した際にも、危なく消防団のポンプが焼失しそうな状況だったと聞いています。火がどんどん飛んでくるのだそうです。熱い風が来たと思ったらすぐ自分の後ろに火がつく。そうなって囲まれてしまったら危ないということもありますので、ぜひ今回を契機に、消防団同士の隣近所の助け合いのシミュレーションあるいは図上演習といったものを、県が指導してやっていただきたいと要望しておきたいのですが、いかがでしょうか。

○加藤総務部長 消防団の活動の強化、さらには、先ほどお話のございました安全対策、非常に重要だと認識しております。私も実は、国にいたとき消防団担当の課長補佐を2年ほど務めておりまして、この事務につきましては、重要性とともに非常に思い入れも深く感じておりますので、しっかり取り組んでいこうと思っております。

今、御指摘のありました消防団間の協力につきましては、消防団の事務を担う市町村、ま

た当然消防本部とかかわりがありますので、各地の消防本部、県の消防協会といったところとよく相談して、どういう対応があり得るのか、訓練とかシミュレーションの仕方とか、今回の教訓もよく踏まえまして考えていきたいと思ひますし、対応をとってまいりたいと思ひます。

○五日市王委員長 よろしいですか。ほかに。

○佐々木大和委員 一つは先ほど成立した東日本大震災津波復興基金条例ですけれども、確かに総務部長の説明のとおり、相手のある原発事故ですので請求はそちらにいくわけですが、ことし8月に牛肉の出荷停止というのがあって、現実には相当な被害が起きた。そのほか今度は酪農の分野でもいろいろあったし、今回提案は廃用牛が出ています。さらにまた、海のほうもこれから出そうです。そういう分野になってくると、やはりその辺の運用というのは的確にやっていたかかないと、財政を管理する部署と現場が違っていますから、市町村以上に県のスタートが遅くなるという実態があると思ひます。そういうことで、現場一実際の事業をしている畜産、酪農家からは、請求をしてもいつ入るかもわからないという環境にありますので、こういう基金をきっかけに、その辺は県で対応ができるような方策をとっていただきたいということをお願いしたいと思ひます。

それから入札の制度について、今回仕事は震災対応でふえていくと思ひますが、これまでの流れの中で地域の建設企業の減少、小規模化や建設投資の減少に伴って、社会資本等の維持管理、除雪、災害応急対応等の事業の担い手確保が困難となるおそれがあること、また低価格入札が増加していることなどを踏まえて、さきに閣議決定されたものが総務大臣、国土交通大臣から県に、公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてという文書が来ていると思ひますが、この対応は検討されているのでしょうか。

○高橋入札課長 今お話のありました文書は、8月に総務大臣、国土交通大臣連名で知事あてに来ております。その内容につきましては、既に何らかの形で制度として導入しているものもございますし、まだ県としては対応していないものもございます。それらの課題につきましては、やはり入札制度は常々見直しが必要という認識でおりますので、情勢を見ながら随時対応する必要があると考えております。

○佐々木大和委員 それでそこにあるのを見ますと、緊急に措置に努めるべき事項ということの中で、一つが地域維持型契約方式—地域の建設業や社会資本等の維持管理、除雪、災害応急対応等の事業を行っておりという文言の中に、地域維持事業ということで建設業を認定して、それを維持させていくと。そのための入札及び契約の方式においても、担い手確保に創意工夫が必要であると。今回も緊急対応契約というのは土木センターごとに行っていると思ひますが、そういう形で震災時いろいろやっているわけですので、そういう意味において、地域の建設業を育成していくことが必要だとうたっています。これについて、具体的にどのような対応をとっておられるのか。

それからもう一点、予定価格等の事前公表の見直しという項目が出ていますが、この中で、最低制限価格等について事前公表は取りやめ契約締結後に公表すること、予定価格につい

でも事前公表を取りやめ適切な対応を行うものとするということのようなことが載っておりますが、本県も事前公表しておりますが、これらの検討状況はいかがでしょうか。

○高橋入札課長 まず最初に、地域維持型契約方式についてでございます。先ほど委員から御紹介がありましたとおり、災害の応急復旧等につきましては、既に協定を結びましてさまざまな対応をしております。地域維持型で特に問題として想定しておりますのは、除雪でありますとか、通年での道路維持業務を担う建設業者がだんだん不足してきている状況が見られる地域も、全国的には見られるということで今回提案された内容でございますが、本県におきましても現在、委託事業として除雪業務の発注等、県土整備部が行っている中で、さまざま類似した入札手法を研究していると聞いております。今後、あるいは建設工事におきましても、部分的にはそういった制度の活用ができるところもあるかと思っておりますので、そういったところは十分制度を研究しながら対応してまいりたいと考えております。

二つ目の予定価格の事前公表についてでございます。これにつきましては、その適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には、その取りやめ等、適切な対応を行うようにという通知が来ております。

本県では、第三者から入札制度についての意見を聞く場として、入札契約適正化委員会という審議会を条例で設置しております。9月にその委員会がありました際に、審議という形ではございませんでしたけれども、委員の皆さんから事前公表の廃止、継続についての意見を伺った際は、制度導入の経緯、あるいは現状では事前公表に伴う具体的な特段の弊害が認められていないという状況であれば、その導入の経緯を考えると当面継続がいいのではないかという意見も伺っております。ただ国からも、先ほど委員から御指摘のありました通知もございますので、やはりそれは課題として今後その取り扱いについて慎重に検討していく必要があると考えております。

○佐々木大和委員 いろいろ課題が出てきたようでありますので、ぜひ検討して対応をお願いしたいと思います。私がいただいた47都道府県のデータだと、平成20年9月は32の事前公表があったのが、平成22年は21、平成23年9月現在だと18と、徐々に変わってきているようです。この事前公表の弊害というのは、表に出て課題になっているのだと思いますので、今後検討課題としてぜひ進めていただきたいと思っております。

○伊藤勢至委員 関連。今、入札の考え方について諮問委員会などを設置して声を聞いてと言っていますが、諮問委員会の声をあなた方がどの程度信じているのか、そこにちょっと問題があると思っております。ここにいる我々10人の県議会議員は、それぞれ1万人以上の県民の声を背中にしょってきているのです。それが生の声だと思うのです。建設業の何たるか、どういう業種が一体どういう実態があって困っているかをろくにわからない某大学の先生方の話を聞いたって本当は役に立たないのです。パブリックコメントだってそうでしょう。パブリックコメントをやって10か20の意見が来ましたが、議会の議員の発言よりもそっちが重いはずないのです。10人掛ける1万人ということは、我々の声は10万人の声です。たった15人の県民の声で、左だ右だというのは間違っていると思っ

ています。大学の先生といってもピンからキリまでありまして、何もかも 100 パーセント正しいわけではないと思っています。だから、あなた方の責任逃れのようなやり方に使うのは、私は感心できません。何々先生が言いましたからというのは違うと思います。あくまでも県民の声を聞くというのであれば、こういう委員会の声が県民の声だと思えるのですけれども、部長いかがですか。

○加藤総務部長 第三者委員会は、あくまでも諮問して御意見を伺うということでございます。それを受けまして、最終的な決定は県当局の中で必要な検討を行った上で、あるいは案件によりましては当然、知事なり副知事なりに御判断いただいて決めることとさせていただきます。その中でしっかりと責任は当局—私どもが負うものと受けとめております。責任逃れというか、その委員会が言ったからどうのこうのではなく、委員会の意見は一つの参考、一つの意見として承って判断するというところでございます。

また、県議会の議員の御意見につきましては、県民の代表でございます議員の御意見、御指摘ということで、しっかり重く受けとめるべきものと考えておりますし、意思決定に当たっては、その辺も十分しんしゃくしてやっていくべきものと考えております。

そういったものの中で、いろいろ各方面の意見を吸い上げ、議会の意思の存するところをよく探りながら適切な決定—これは、今御指摘の入札制度についても当然その一環でございますが—それに努めてまいりたいと考えております。

○城内愛彦委員 先ほど伊藤委員からもお話がありましたが、私は、ライフジャケットはぜひ装備してほしいと思います。特にも岩手県は水害が多い県であります。今回の予算の中で被災地を中心にとということのようですけれども、ぜひ内陸の方々にもいろいろな意味で水害には、消防団の生命については守っていただきたいという趣旨で、私も要望いたします。

次に、宮古地区だけなのですけれども仮設住宅の方々をお見舞いして歩いた際に—他の地域にもあるかという点でお伺いしたいのですけれども—仮設住宅が民間の土地に建っている割合、軒数は、当局としてとらえていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○鈴木生活再建課総括課長 委員から御質問がございました、私有地に仮設住宅が建てられている割合につきましては、ちょっと数字を持ち合わせておりません。当初国で公有地だけという縛りがございましたが、本県におきましては、いち早く私有地における仮設住宅建設を進めてきたところでございます。済みません、数字については持ち合わせておりません。

○城内愛彦委員 その資料については後でいただきたいと思います。仮設住宅を急いで建てた中で、私有地に建てざるを得なかったのはそのとおりだと思っています。その中で、土地を借り上げる際に、2年間ただで貸してくれということでお借りしている例が多々あるようであります。2年後そこを立ち退いてくれるのかという相談もされた経緯があります。急いでやったがゆえに、その辺も含めて私有地の方々と、ある意味行き違いがあったのではないかと思います。ぜひその辺もしっかりと交通整理をしていただいて、住んでいる方々も安心して住めるような、そして土地を提供してくださった方々に対してもしっかりと

フォローをしていただければと思います。その点を要望して私は終わりますが、何かあれば。
○鈴木生活再建課総括課長 仮設住宅の土地の借り上げ等につきましては、県土整備部で担当しておりますので、今の委員のお話につきましては県土整備部に伝えさせていただきます。基本的な考え方といたしましては、御案内のとおり仮設住宅につきましては、原則2年間ということでございます。細かく言いますと2年3カ月でございますが、建築基準法ではそういう形になっております。今回の震災にかんがみまして、年度ごとの延長というのは認められる、具体的な延長の手續につきましては、今後適時に県といたしまして国に御相談した上で、延長ということになっていこうかと思っております。

委員仰せのとおり、当初2年間ということでお貸しした中で、被災者の皆様方からすれば生活再建につきましても、本来的には一日でも早く仮設住宅から自分の住宅建設であるとか災害復興住宅に移っていただくのが理想的な形ではありますが、今回の大震災の状況にかんがみまして、やはり2年ということではなく一定程度延長されるのだろうと考えております。そういう中で、土地の関係につきましても非常に大切な話でございますので、一つ一つその地域、地域の状況もあろうかと思っておりますが、きめ細かに対応させていただきたいと思っております。

○及川あつし委員 では、三つ質問を順次させていただきます。一つ目は今、仮設の話があったので、ぜひ課長にそのみなし仮設の件。二つ目は放射能の総合対策です。三つ目は年金型生命保険金の二重課税問題について伺います。

まず一つ目、この前も直接照会したのですが、そもそも生活の中長期的な計画を立てるという意味でいろいろな声が出ているかと思うのですが、その中でみなし仮設にお住まいの皆さんの声として、延長になるのかならないのかというのが切実な問題になってきているかと思っております。声とすれば、2年以内では難しいと思うので延長できるのだろうという声が強いと思うのですが、政府までいろいろ要望等をやってきたと思うのですが、どういう要望をしていて、何が課題で、どういう見通しなのかをお示しいただきたいと思っております。

ちなみに、先日いただいた、今回の12月5日に出された要望の中には、その文言が見えなかったのですが、これまで要望してきたからなのか私が見つけかねたのか、それも含めて御説明いただきたいと思います。

○鈴木生活再建課総括課長 みなし仮設住宅ということで、その中で中心が民間賃貸住宅の話かと思っておりますが、これにつきましては大変重要な課題だと考えております。先ほど城内委員からの御質問に答える形で、いわゆるプレハブ型の応急仮設住宅につきましては、今回の震災にかんがみまして1年ごとの延長が可能になったということでございます。そういう状況を踏まえまして、また震災復興に当たりましては、現状では民間賃貸住宅については一供用期間と言っておりますが一2年間ということでございますが、プレハブ型の仮設住宅が延長することが可能ということも踏まえまして、10月3日に厚生労働大臣に、民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅の供用期間の延長についてということで要望させていただきます。

要望に当たりましては、手前ども復興局の局長である上野副知事が直接お邪魔いたしました。要望させていただきました。これについては、検討するというお話をお伺いしております。具体的に現段階では、国でこの件について延長していきたいという御回答はいただいておりませんが、検討するというお話でございますので、引き続き延長していただきたいということで、折々でお話をさせていただきたいと考えているところでございます。

○及川あつし委員 わかりました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。それも、2年ぎりぎりの段階で見えても多分、今後の生活再建の中ではかなり厳しいのだろうと思っておりますし、今の自分の資金繰りの中では家をなかなか再建できないとか、今、民間の住宅に入っているが、一回仮設に入るのかとか、計画上も早目に見込みを示していただきたいということもおっしゃってございましたので、ぜひ早目に見込みがつくように引き続き政府に要望をお願ひしたいと思います。

二つ目は、部長に聞いたほうが良いと思うのですが、放射能の総合対策なのです。私も専門家ではないのですが、今定例会に請願、陳情、要望、いろいろな動きがございました。その中で感じておりますのは、小さいお子さんを持つ保護者の皆さんを中心に大分神経質になってきている、要望の事項も非常にわかるのですが、現実離れしているものも大分出てきているという、私なりの所感を持っております。放射能の問題についてはなかなか、どこまでが危険で云々という話も専門家の間でも分かれているので、やむを得ない部分はあるかと思うのですけれども、余りにも高い要望と、現実はどうだという落差が高過ぎるという感じがしております。それについてはもう少し、県民の皆さんに現状—今、県政としてこうやっているのだと、総合的にどうなのだというのを、ぜひ説明してもらいたいということを考えております。今、どのように部長自身はお考えなのかお聞かせいただきたいと思ます。

もう一点は、例えば具体事例でいいますと—今回、請願が他の委員会にかかって、今どうなっているかわかりませんが一きょうも教育長の答弁がありましたが、全部の給食を検査しろという話にもなっております。私もいろいろ問い合わせましたら、一つの給食をつくる時には平均で20種類の食材があって、270万円程度の機械を投入してやったら1品目30分かかる。そうすると、1食、各学校で給食をするのに600分かかる。それをしかも、幼稚園も保育所もあそこもここもということになると、現実問題どうなのだろうという部分もかなりございます。できるだけ頑張りますはいいのですけれども、頑張ってもやれるものと頑張りが過ぎてはいけないものがあると思ますので、放射能からの安全対策をどうするのかという全体の枠を最初に見せるのが先決ではないかと、実は私は思っています。

その中でお聞きしたいのは、過日報道等で、チェルノブイリの地域診療を担ってきた女性医師が日本に来ていろいろな発言をされておりました。日本の放射能対策の中で決定的に欠け落ちているのは、外部被曝と内部被曝を一緒くたにして、発生源の一つ一つの点のことばかり議論しているけれども、最終的には人体に現在どれぐらい総被曝線量があるかがポイントだと。よって、映像に映っていますけれども、ちょっといすに座わるだけで総被曝線

量がわかるというホールボディカウンター—そこがまずスタートであって、もしそこで異常に高い数値を示す子供が特にいたら、その原因を突きとめていってやると。発生源一つ一つからやるのも大事だけれども、最終的に人体が今どうなっているのかということが大事なのではないか。

聞くところによると、そのホールボディカウンターなるものは県内にはないし、配備の見込みもないし、今回の要望の中にも入っていないと。ですので、私なりの考えとすると、まず安全と安心を確保する全体的な枠組みはこうなるのですということをお見せしないと、これから次々とこれも危険だ、あれも危険だ、どうなのだ、こうなのだということで、農林水産部は農林水産部で生産の現場で1万5,000円かけて一つ一つチェックして、流通した出口でまたチェックして、調理されたものもまたチェックしてと三重のチェックをやる。多分そんなことになるのではないかと懸念しておりますので、全体の枠組みを出していただきたいと思っておりますが、所感があればお伺いいたします。

○加藤総務部長 放射線対策につきましては、我々も手探りでやっているところもございまして、いろいろ県民の皆さんの声も踏まえてやっているわけでございますが、対応するに当たって貴重なお話を伺ったと思います。非常に落差があるのではないかと現実離れということは、我々もなかなか言いがたいところもあるのですが、確かに、我々としてこういう対応をしたいということと求められることにちょっと差があって、正直戸惑いを覚えるところもございます。我々も科学的知見なり一科学的知見もいろいろあるわけでございますが—その中で最も妥当であろうと我々なりに、あるいは我々のアドバイザーなりの見解も伺って、その辺を探りながら、その中でやるべきことを整理してやっているつもりでございますが、確かにいろいろな事象が起こってきますので、それにこたえながらやっていくということで、全体の枠というか全体像が見えなくなっているのではないかと、あるいはそれが県民の皆さんにわかりづらいという御指摘は、当たっている面もあるのではないかと思います。

県民の皆さんに、そもそも放射線被害の状況というか、あるいは正しい知識というか、どのくらい安全なのか危険なのかといった面も含めて理解してもらわなければいけませんし、県のやっている対応なり進め方といったものにつきましても、今以上に理解いただかなくてはいけない、その必要性は非常に感じております。本会議でもそういう議論がございまして、環境学習や県民への周知に取り組みますということ、関係部長等から答弁させていただいております。これにつきましては、いま一度全体の中でどういうことができるのか、いろいろな媒体等を使って、いろいろな手段を考えていきたいと思っております、そういう中で私どもの考え方あるいは認識と、特に非常に問題意識の高い方々の認識を、少しでも近づけるように努力してまいりたいと思っております。

具体的に御指摘がございましたホールボディカウンターにつきましては、委員御指摘のとおりでございまして、全国には幾つかあるわけなのですが、では本県の方々のそういう検査を確保するというのも、今いろいろと全国的な状況があつてままたまならないと伺っております。

ます。そういう策なり考えられないかという検討をこちらも行つた経緯もございますが、ホールボディカウンターを使いますと人体への影響がかなり正確につかめると伺っておりますが、現実には制約もあるという中で、一人一人そこまでなかなかできない。今の県の放射能の影響というか線量の状況等を踏まえまして、健康被害なり、その対策としてできることということで今、子供の健康調査の問題ですとか、県としてできるやり方で進めているということでございます、出てきた調査結果なども踏まえてさらにより一段のということが必要なのであれば、そこは科学的な見解を踏まえて考えていきたいと思っております。

○及川あつし委員 済みません、雑駁な質問で恐縮でありましたけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。きのうの答弁を聞いていても非常に苦しい答弁が多かつたという感じもしております。尿の検体をふやせ、今のままでとかと言っても、結局今の状況では1日6人しかできない。現実と、最終的にどういう形になるのかということも含めて、さらなる対策をお願ひしたいと思ひます。

三つ目、最後になります。議会事務局からいただいた情報によれば、年金型生命保険金について、二重課税を禁じた所得税法に違反するという事で最高裁の判決が去年出た。それに伴って国も特別の立法措置で返還する方針を決めた。所得税の返還方針によって個人住民税—これは県で扱っていますけれども—これの返還についての取り扱いをどうするかというのが議論になっているようであります。本県については、検討しているが方向性は固まっていないという中に入っておるようでございますが、これについては現在どのような検討状況になっているのか。もし5年プラスもう5年ですか、返還するとなると、どのぐらいの返還額が見込まれる状況なのでしょうか。概況について御報告いただきたいと思ひます。

○永田税務課総括課長 年金型生命保険金の二重課税問題でございますが、これは平成22年7月に最高裁判所で判決が出まして、相続税と所得税の二重課税ということで、所得税の取り消しという判決になったわけでございます。

これにつきまして国税は、5年分は従来の税法の中での還付ができる。それ以降の5年分についてどうするかということでございますが、国税は特別の立法措置で還付。それに伴って地方税も、5年分については地方税法の枠組みの中で還付ができるということでございまして、それ以降の5年分につきまして還付するかどうかいろいろと検討を進めてきたところでございます。この事務につきましては実際に市町村が行っているものでございまして、県の個人県民税につきましては市町村に賦課徴収を全部お願いしている部分でございまして、住民からの還付の申請、それから確定申告等によりまして、還付をする際は市町村が対応することになるものでございます。県としましては、実際の事務を行う市町村の事務に支障がないようにということも考えまして、いろいろ調整を行い検討してきたところでございます。

現在、県の個人県民税の部分につきまして、過去5年以前の部分につきまして、還付をするという方向で検討を進めておりまして、近々一年以内ということで、結論を出したいと思ひます。

ているところでございます。それに伴って、過去5年以前の分の還付額につきましては、詳細な資料等がないものですから見積もることが非常に難しいわけですが、本当に粗々の試算ですけれども、1,000万円超程度ということで見込んでおります。

○及川あつし委員 私も今回そういう問題があったのだと気づいたという感じなわけですが、確認ですけれども、これは手続き上、申告に基づいての還付ですか。

○永田税務課総括課長 まず、一番先に所得税の還付がありますので、税務署に還付の請求をする、あるいは改めて確定申告をするということになりますと、それに基づいて、それを受けて地方税も行うことになりますので、住民の方が市町村に改めて請求するという必要ございません。所得税が課税になっていなかった場合は、個々に市町村に請求することになります。

○及川あつし委員 県民の中で対象者となると、これは限定的なのでしょうか。年金型生命保険金を掛けていて一しかも一括でもらった場合は所得税が課税されないのです—分割でもらった場合は所得税が課税されて、二重課税問題が発生するというので多分件数は少ないと思うのです。逆に言うと、県民の中のボリュームはそんなにないので周知徹底されない事項だと思うので、こういう事案が漏れないように御配慮いただきたいという意味であります。よろしく申し上げます。終わります。

○久保孝喜委員 先ほど及川委員から放射能関係がありましたので、そこからお尋ねします。我々議員にも、放射線について正しく理解するためにというリーフレットを配付いただきました。最初に市町村等にも配布したと書いてありますので、どの程度の数、だれが見ることを想定して書かれたリーフレットなのかを最初にお尋ねしたいと思います。総務部が所管する影響対策本部としてということ—環境生活部がつくったのですが、所管はしているわけでしょうから、わかれば。

○小山総合防災室長 まことに申しわけございません。その部数等については確認しておりません。

○久保孝喜委員 後でお聞きしたいと思いますが、これは放射能に対する県民理解を深める意味での公的役割を果たすためにつくって配布したということなのでしょうし、これ自体を否定するわけではありませんけれども、これを読んで私は—何がネタ本になっているかよくわかりませんが—非常に違和感を持ちました。つまり、だれに読んでもらうためにつくったのが全く明確でない。いきなり専門用語が出てきてくどくどと説明している。結果、読んだ方がどうすればいいのかが、これを読んだだけでは全くわからないという意味で幾つか—例によって、ちょっと重箱の隅になりますけれども、最後に設問があつて—こういう形式はよくあるわけですが、例えば市場に流通している食品は安全ですか—という設問が最後にあつて、それに対する答えが、それぞれの特質を踏まえながら個別に検査が行われています。高いものは出荷制限などにより流通させないことになっていきます。その後が続くのかと思えば何もなし。結果、これを読んだ方は、では安全なのか安全でないのか全くわからない。安全なのかということに県民の疑問があるのだらうと思って設問

をつくっているにもかかわらず、そこには真正面に答えないアンサーが書き込まれていることなどを含めて、ある意味違うメッセージを発することになってしまわないかという懸念を私は持ちました。それから非常に重要なのは、例えば体内の食物中の放射性物質のくだりの中では、いきなり大気中や自然界の放射性物質の問題をくどくどと書いているわけですが、最後のほうに、例えばセシウムは特定の臓器に蓄積する性質はありませんと。では蓄積しないのかということ、わざわざその文章の前に、体内に残存する際と付けているのです。ですから、冷静に読めば正しいことなのですけれども、読んだ方がどう受けとめるかをほとんど考えていない文章ということになるのだらうと私は思うのです。セシウムは体内に残存する際、特定の臓器に蓄積する性質はありません—これを読んで皆さんがどうお感じになるのかということです。ことほどさように幾つかそういう点が散見されていて、どなたが監修されたのか、あるいは国のネタ本がこうなのか、よくわかりませんが、もう少し正確に、かつ県民が何を求めているのかを認識してつくっていただければと指摘させていただきたいと思います。

それから次に、この間新聞報道で、県が職員にアンケートを行ったという事案があって興味深く読ませていただきました。8月に人事課が職員に行った震災対応に関するアンケートだということです。報道では、庁内の連携や市町村との連携、それから関係団体、関係機関—自衛隊、NPO、ボランティアなどとなっていますが—との連携がどうだったのかという設問の記事だったのですが、このアンケートのもともとの意図と内容、連携問題だけに限ったものだったのかどうかも含めてお知らせいただきたい。そして、このアンケートの結果としてどのような評価があるのか、お尋ねしたいと思います。

○浅沼人事課総括課長 まずアンケートを実施した趣旨、目的でございますけれども、発災直後の職員の意識、行動、組織の状況等、さらに職員が気づいたさまざまな気づきがあったと思いますので、それらを調査することによって—人事課所管でございますが、今後の人材育成、職員の育成につなげていこうということで調査を始めたものでございます。

返ってまいりました意見等を見た評価といいますか、内容という形になるかと思いますが、総じて県の職員が組織内で一体となって進めたなどなど評価する部分がある一方で、人材育成とか組織運営の面で、やはり反省すべき点が多々あったのではないかという部分がございます。さらに加えて、震災対応というアンケートでございましたので自由記載欄を設けておりましたが、非常に多ございました。結果としまして、危機管理に关します対応について、こうあるべきではないかといういろいろな御意見を多数いただいたと、結果としてはそのように受けとめてございます。今後につきましては、このアンケートの結果、私どもアクションプランの改革編でありますとか職員育成のビジョンを持っておりまして、職員育成の方面とか、さらには防災にも当然生かさせていただきたいと考えているところでございます。

○久保孝喜委員 報道で見ましたけれども、非常に注目すべき数字だと、なおかつこれから先の課題として非常に重要だと思ったのは、職員自身が関係機関—行政組織外の自衛隊、N

PO、ボランティアとの連携ができなかったと思った率が 44%ぐらいになっている。つまり、約 2 人に 1 人は連携できなかったと感じたということは、防災危機管理の問題もさることながら、県の行政体が持っている硬直的な姿がそこから浮かび上がってきます。記事の中にも、今お話のあった自由記述の中にも、発災当初から我々が指摘してきた、例えばスピード感の問題だとか、行政全体の取り組み、動きが非常にもどかしかったという評価を職員自身がしているというあたりは、非常に重く受けとめなければいけないことだろうと思っております。

最後にお聞きします。これをどう反映させるかという点で第 2 期アクションプラン改革編の記述があるのですが、このアンケート結果を例えば具体的にどういう形でアクションプランの中にあるということがあるのであれば、今お示しをいただきたいと思います。ちなみに、8 月に行ったこのアンケートですが、配布数と回収率がわかれば教えてください。

○浅沼人事課総括課長 最初に数字的なほうでまいりますと、対象者数といたしましては、県庁のイントラネットに接続できます 4,700 人に対しまして回答が 2,213 人、回答率 47.1% という数字になってございます。

どう反映させていくかということで、アクションプラン改革編等のお尋ねがございました。現在、具体的な工程表を検討してございます。その中で、可能なものからという言い方はちょっと難しいところがあるのですが、直ちに対応できるものと、中長期的に検討していかなければいけないものがいろいろさまざま入っております。久保委員からもお話がありました連携の部分、スピードの部分というものが、ではアクションプランに記述してすぐに成し遂げられるのかといいますと、なかなかすぐにはいかない部分があるかと思っております。少しずつ少しずつ取り組んでいかなければならない部分もあるか。その一方で、直ちに手をかけられる部分があるのではないかと私どもは思っておりますので、それら短期的に取り組むべきもの、中長期的に取り組むべきもの、それらを見せながら対応を考えていきたいと考えてございます。

○久保孝喜委員 最後に確認なのですが、今の回収率の話で、四十数%……（浅沼人事課総括課長「47.1%です」と呼ぶ）通常の、例えば職員に対するアンケートの回収率は、大体こんなものなのですか。つまり半分しか返ってこないということなのですか。

○浅沼人事課総括課長 今、手元にきちっとした数字がございませんが、人事課所管で以前に次世代育成のアンケートをやった際には 20%台の回収率のものもございました。一つ言いわけを言わせていただきますと、今回につきましては、自由記載を非常に多く求めました。ここをクリックしてくださいというだけではなくて、思ったことを本当に正直に書いていただきたい。そのボリュームも非常に多ございまして、そういう部分も影響したのではないかと。アンケートの自由記載がある最後のほうには、アンケート自体が難し過ぎるとか自由記載が多すぎるとか、ちょっとおしかりをいただいたところもあり、そういった部分がこの数字になってあらわれた部分は否めないと感じております。（久保孝喜委員「終わります」と呼ぶ）

○五日市王委員長 ほかにありますか。

○鈴木生活再建課総括課長 申しわけございません。先ほど城内委員から御質問のございました仮設住宅団地における民有地の割合でございます。団地数における割合ということでお答えさせていただきます。319 団地ございますが、そのうち民有地を活用しておりますのは 172 団地でございます。団地数の割合からいきますと 54%、公有地に建てておりますのは 147 団地ということになります。そういう意味でも、今回の震災に当たりましては住民の方々、民間の方々の御協力をいただいたということかと存じております。

○佐々木努委員 仮設住宅のことで何点かお伺いしたいと思います。今現在の入居率一たん 100%ではないと思いますが、わかれば教えていただきたいということと、現在の仮設住宅に住んでいる方々から主にどういう要望が多く届いているのか、大まかなところを教えてくださいと思います。それから、今さら聞くのも何なのですが、仮設住宅の定員はどうなっているのか。例えば 1 人だと何部屋とか 2 人で何部屋、10 人だと何部屋とかいうところがどうなっているか教えていただきたいと思います。

それから二つ目に、これも先日釜石市に行ってきたときに大槌町長にお聞きしたのですが、大槌町の職員 100 人のうち約半数の 50 人が、精神科医から精神状態に何らかの不安があるということで経過観察をされているという話を聞きましたし、そのほかに 3 名の方が今仕事を休んでいて、1 名の方はみずから命を絶ったというお話を伺いました。県職員の方も沿岸の振興局等で一生懸命震災復興に携わってこられたと思いますし、特にも警察の方々には遺体捜索とかさまざま苛酷な業務をされてきたと思います。現在、職員の方で震災が影響して休んでいる方とかいらっしゃるのかどうか—これは警務部長からもお聞きしたいのですが、わかるのであれば教えていただきたいと思います。

○鈴木生活再建課総括課長 何点か御質問がございました。まず、第 1 点目の仮設住宅の入居状況でございますが、11 月 25 日現在、県下で 1 万 3,984 戸ございますうち、入居決定となっておりますのが 1 万 3,228 戸ございまして、入居率 94.6%という状況でございます。

2 点目の、地域の皆様、仮設住宅の入居者の皆様方からの要望でございますが、寒さ対策の関係でありますとか防火の関係、除雪の関係、仮設住宅に係る御要望につきましては、市町村でもさまざまな形で御要望も受け、私どもで対応しなければならぬ仮設住宅のハードの関係につきましては、対応できるものについては対応させていただいているところでございます。

3 点目、定員の関係では、実は仮設住宅はそれぞれ仕様がさまざまでございます。大きい部屋のものも小さい部屋のものもさまざまございまして、1 戸当たり何人という定員はございません。それぞれの部屋の状況によりまして、世帯の人数を勘案しながら市町村で配分しております。場合によっては、小さい部屋の仮設住宅団地しかないところについては 2 戸という形で、適宜対応させていただいているところでございます。

○堀江市町村課総括課長 市町村職員の、震災等による精神疾患による病気休暇、休職の状況でございますが、震災が直接の原因かどうかは別としまして、沿岸市町村におきまして 10

月時点で病気休暇を取得している市町村職員数は、全体で 25 人となっております。また、3 カ月以上の病気休職になりますと、5 人という数字をこちらで押さえております。なお、こういった実態も含めまして、県の地方公務員災害補償基金岩手支部とも連携しまして、それぞれの市町村におきまして職員を対象とした健康診断あるいは専門医による面接などを行いまして、できるだけ市町村職員のメンタルに係るケアに努めているところでございます。今後とも市町村の要望等を受けまして、職員の衛生管理、健康管理に十分留意してまいりたいと考えております。

○森本警務部長 警察職員の精神疾患による休業―震災の関係での人数は手元にございませんけれども、震災以外も含めての数字で申し上げますと、本年の 10 月末現在で、心の病が原因で休業し、療養に専念している職員が 10 名となっております。

我々も、職員の精神的なストレスを管理するということは考えてございまして、震災がありましてから、さまざまなストレスチェック表等を利用した職員の精神、健康状態の把握、リスク評価というのを実施して、その結果、リスクの高い職員に対して医師、臨床心理士による個別面接等々の対応を行っているところでございます。引き続きそうした管理に努めてまいるといふことで考えているところでございます。

○佐々木努委員 仮設住宅の件ですけれども、この間釜石市に行ったときに、ある方が、自分は一人暮らしなのだけれども約 5 畳の部屋に 1 人で住まわせられたという話があったのですが、それは事実でしょうか。それがまず 1 点。

それから、ちょっと私の聞き方が悪かったのですが、市町村職員ではなくて、県職員の方ということでお聞きしましたが、改めてお聞きします。

○鈴木生活再建課総括課長 仮設住宅の部屋の大きさの関係でございましてけれども、単身用の場合につきましては、基本的に 1DK、19.8 平米、大体 5 畳くらいというのは、そのとおりでございます。

○平総務事務センター所長 県職員のメンタルヘルスの関係でございましてけれども、発災直後から、被災地等に精神科の嘱託医師や保健師等が巡回訪問して、健康相談等の対応をしておりますけれども、現在までのところ、4 月から 11 月までで、2 週間以上の療養者は 27 名ほどおりますけれども、これは昨年に比べて少ない状況になっておりますので、改めて多いということではございません。いずれ今後とも、職員のメンタルヘルス対策の充実、強化に努めていきたいと考えております。

○佐々木努委員 ありがとうございます。私がなぜこんな質問をしたかといいますと、その 5 畳に 1 人で住んでいる方から、荷物とかがすごく多くて本当に気が狂いそうだという話をされました。例えば 3 人で 2 部屋と 1 人 1 部屋では、全然違うと私は思うのです。1 人でも、例えばテレビ、ストーブがあればかなりのスペースを取られる。2 人であってもテレビやストーブなどは 1 台で済むわけですから、かなりのスペースがとれるわけです。そういう意味で、ひとり暮らしの方は非常にストレスを抱えて暮らしていらっしゃるといふことで、今さら仮設住宅をふやせというわけにはいかないと思いますが、例えば荷物置場を設けて

あげるとか、何らかの措置はこれから必要ではないか。そうしないとここ2年、3年をし
げないのではないかという気がします。この辺のところ、できる限りの配慮をお願いしたい
ということでございます。

それから、職員の方のメンタル面のケアは、これから非常に大事だと思います。今は大丈
夫でも、例えば警察官の方だとフラッシュバックということもあるかと思しますので、その
辺のところは本当にしっかりとやっていただければと思います。これは要望です。以上です。
○五日市王委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席
されて結構でございます。お疲れさまでございました。委員の皆様には、次回の委員会運営
について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております
閉会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情1件及び所管
事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、三陸鉄道の復旧について及び東日
本大震災津波に伴う大規模災害復旧事業の早期着工に向けた迅速な契約事務と今後の取り
組みについてといたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につ
きましては当職に御一任願います。

追って、継続審査及び調査と決定いたしました各件につきましては、別途、議長に対し閉
会中の継続審査及び調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

なお、委員の皆様への連絡事項でございますが、当委員会の県内の日帰り調査につきまし
ては、来年1月17日に実施いたします。追って通知いたしますので御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。